

平成23年 第3回沼田町議会定例会 会議録

平成23年 9月15日(木)

午前 10時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	杉本邦雄	議員	1番	津川均	議員
	2番	上野敏夫	議員	3番	高田勲	議員
	4番	久保元宏	議員	5番	長原誠	議員
	6番	鵜野範之	議員	7番	絵内勝己	議員
	8番	中村保夫	議員	10番	渡辺敏昭	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	金平嘉則	君	監査委員	山木一男	君
教育委員長	日暮茂男	君	農業委員会	山岡禎弘	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	神憲彦	君	総務課長	辻広治	君
地域開発課長	横山茂	君	財政課長	辻山典哉	君
農業振興課長	栗中一弘	君	住民生活課長	篠原毅	君
建設課長	谷口勲	君	保健福祉課長	吉田憲司	君
和風園園長	中山利之	君	旭寿園園長	浅野信行	君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	生沼篤司	君	次長	赤井圭二	君
-----	------	---	----	------	---

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	菅原秀史	君	主査	川嶋智	君
------	------	---	----	-----	---

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
認定第 1 号	平成 2 2 年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	平成 2 2 年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 5 2 号	深川市への旅券交付申請及び交付に関する事務の事務委託について
議案第 5 3 号	町税条例の一部を改正する条例について
議案第 5 4 号	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 5 号	平成 2 3 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 5 6 号	平成 2 3 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 5 7 号	教育委員会委員の任命について
議案第 5 8 号	公平委員会委員の選任について
請願第 2 号	平成 2 4 年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願
請願第 3 号	免税軽油制度などの恒久化を求める請願
意見案第 3 号	平成 2 4 年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書(案)について
意見案第 4 号	免税軽油制度などの恒久化を求める意見書(案)について
意見案第 5 号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(案)について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）おはようございます。皆様ご苦労様です。定例会を開会する前に主席の説明員ならびに、傍聴者の方々へ議長より一言申し上げます。本日議員におきましては軽装のまま議案の審議を行いますことを予め申し添えます。説明員におかれましても上着を脱いで議会に臨んで頂きたいと議長より提案を申し上げます。

只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って召集されました平成23年第3回沼田町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、久保議員、5番、長原議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。中村委員長。

(議会運営委員会報告 中村委員長登壇)

○委員長（中村保夫委員長）おはようございます。私のほうより委員長報告をさせていただきます。

平成23年第3回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。去る9月8日午後3時から議会運営委員と議長出席のもとに、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。

これによりますと、今定例会に提出される議案は、諸般報告1件、行政報告2件一般質問、町長に対して6人7件、農業委員会長に対して1人1件、教育長に対して1人1件。更に決算認定2件、専決処分1件、一般議案3件、平成23年度補正予算2件、任命・選任各1件、この他に議長に提出されました請願・陳情4件の内、3件を上程すべきものとして取扱うことで意見の一致を見たところであります。

以上付議案件全般について審議致しました結果、今定例会の会期は、本日15日木曜日から16日金曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から16日までの2日間に致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日までの2日間に決しました。

（諸 般 報 告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議長の諸般報告につきましては、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書、健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書を提出致しましたのでご覧願います。

（平成22年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定）

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、認定第1号。平成22年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は、決算審査特別委員会で審査することに致したいので簡潔に提案の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山財政課長）認定第1号。平成22年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を別冊監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。平成23年9月15日提出、町長名でございます。

○議長（杉本邦雄議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査委員。

（山木一男代表監査委員 登壇）

○代表監査委員（山木代表監査委員）平成22年度沼田町歳入歳出決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定によって平成22年度沼田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、諸書類を審査した結果、その意見は下記の通りである。

[以下、議案意見書を朗読。]

○議長（杉本邦雄議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっています認定第1号は決算審査特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査に致したいと思います。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思います、こ

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

(平成22年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、認定第2号、平成22年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件については決算審査特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）認定第2号、平成22年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により平成22年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成23年9月15日提出、町長名でございます。

○議長（杉本邦雄議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査委員。

(山木一男代表監査委員 登壇)

○代表監査委員(山木一男委員)平成22年度沼田町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定によって、平成22年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、諸書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

[以下、議案意見書を朗読。]

○議長（杉本邦雄議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっています認定第2号は議長、監査委員を除く議員8名による決算審査特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思っております。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

(町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第7、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報

告を議題と致します。始めに町長。

(金平嘉則町長 登壇)

○町長（金平嘉則町長）おはようございます。平成23年度第3回の定例会を招集申し上げましたところ、ご多用にも係わらず全議員の出席を賜りましたことをまずもってお礼を申し上げたいという風に思います。

それでは、一般行政報告を申し上げます。

（以下、一般行政報告書を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）次に教育長。

(生沼教育長 登壇)

○教育長（生沼篤司教育長）続きまして、教育行政報告をさせていただきます。

（以下、教育行政報告を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）以上で行政報告を終わります。ここで休憩と致します。なお、午後の開会は1時と致します。

10時50分 休憩

13時00分 再開

○議長（杉本邦雄議長）再開致します、日程第7一般質問を行います。始めに町長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。3番、高田議員、商工業者に対する緊急利子補給の実施についてを質問して下さい。

○3番（高田 勲議員）3番高田であります。今回私は商工業者に対する緊急利子補給の実施についてということで、金平町長のお考えをお伺いしたいという風に思います。

現在商工業者が受けている、俗に言う法的と言われる融資につきましてはまず1点目に国が行っている政策金融公庫、それから北海道が行っている制度融資、そして町で行っていただいている町融資、この3本が挙げられるのかなという風に思います。町融資につきましては随分以前から利子補給、それから保証料の補填をしていただいております、商工業者も非常に経営的に助かっているところでございます。

一方政策金融公庫、道の制度融資につきましては、確か私の記憶が正しければ平成20年度の国の1次補正を財源として、確か基金を積んだような覚えがあります。それで20年度分、21年度分の利子補給をしていただきました。平成22年につきましては確か当初予算より単費で財源を確保していただいて、1%分の利子補給ということで町に商工会からも要望があつてお願いをして実現したのかなという風に記憶してございます。

昨年の11月か12月の頭でございますけども、我が町の商工会よりも町と議会

にそれぞれ要望書が上がってございます。緊急利子補給、緊急ってつきますので、12月補正予算でこれらをまず計上される用意があるのか否かこの辺をまず1点町長にお伺いいたします。

次に町内の商工業者の実態ですが、一般質問の通告書には長引く不況と景気の低迷って言う風に書きましたけども、長引く不況と景気の低迷が当然のようなこれが普通なのかなと言う風な、景気の良かった時代の事は遠の昔に記憶が飛んだような気がしますけども、そんな中ですけども中々商工業者も苦労しながら健闘してるのかな。私も小売業してございますので、感覚的に分かるんですけども俗に言う競争相手といいましようか、分かりやすく言えば商売敵ですけども、これらがですね私なんかやってる業種でも近郊の大型店に加えて通販とかウェブサイトの辺が加わり、ここ数年間、5年ぐらい前からやはり購買人口の流出が大幅に増加したのかなと、言う風に思っております。

商工会の事業主は、私もそうですが自分の給料を減らしながら、また経費の削減をしながら、笑い話で一時経費の3Kと言うのがございまして、これは何かと言うと、交通費、交際費、広告費、これを3K、我々は3K、3Kと呼んでたんですけども、3Kを削減しながらそれでも何とかお店を維持して、地域に貢献しようと努力しているのが実情であります。

質問の通告書には2番目のところには、従来の補填比率は1%であったが、1.5%程度にと言う事をお書きしましたが、直近の利子、利率を調べてみますと町融資が2,55%であります。それから政策、国の政策金融公庫これについては1.85%。それから道の制度資金、これは固定金利ではありますが、これは安くて1.30%となっております。1.5%と言う風にここに書かせていただきましたけれども、1.3だとほとんど無金利になってしまうので、この辺いくらかでも上乘せしましてですね商工業者の経営の支援ができないものか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

商工業者一方では地域から愛される商工会、商店街を目指して自分の時間を捨ててでも町の色々なイベント、それから色々な主行事に協力しながら活動を、商工会として団体としても活動を進めてるのが実情であります。

企業誘致も大変結構です。それよりも今住んでる人、今町で商売をやってる人を大切に作る金平町長ならではのご回答をご期待申し上げて、質問に代えます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今高田議員のお話、質問でございましてけれども。私としても充分に理解できるところでございまして、昨年要望がありました今年度の利子補給につきましてはですね、政策的なこともありまして次回定例会に向けてですね、提案したいと言う風に考えておりますのでその辺ご理解いただければと思います。

また、今の2番目にありました上乘せできないかっていう話ですけども、私どももの利子補給、緊急利子補給に関しましてはこの近隣では沼田町しかやっていない事業でございまして、私どもとしては特別なよっぽどの色んな状況が沼田町に起きるとか、商工業者にあるとかっていう状況かなって言う風には思っております、現状としては従来どおりの支援策と言う風に考えておりますけれども、今後商工会の理事会とも色んな懇談を予定しておりますので、その中で状況等をですねお聞きした上でまた判断したいと言う風に思いますけども、現状としては従来どおりの1.0%でいきたいと言う風に考えております。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）お話しだけでも聞いていただけるということで、先だつての理事会でも金平町長と理事会とでいつ懇談会やりましょうかねって話もありましたんで、是非その時にもですね商工業者の切なる思いを聞いていただきたいなって言う風に私は思います。

平成20年からの数字しか今持ち合わせていないんですが、町融資を受けてる方って大体35件から40件、昨年度の実績ですと35件です。一方ですね道の制度資金については52件、国の政策金融公庫については46件、この道の52件と、国の46件とかぶらないのかいって言う風に商工会の方に問い合わせたんですけども、明確な答えではないですが、5件程度かなと言う話しがありました。それでもですね、90件くらいの件数、該当件数があるんだと、道と国と併せてですね、で町が融資してるものだから町が一生懸命頑張らなさいよって言う風に利子補填、保証料の補填をしてもらえるのは非常にありがたい、ありがたいんですが一方どこに頼ってるかっていう、商工業者が融資先として、どこをメインに考えているかって、この数字を見る限りでは完全に、道の制度資金や国の政策金融公庫にやっぱり皆、これを頼りにしながら運転させながら商売をしてるんだなというのがうかがえます。金額にしますと町融資の方が157万円、昨年値ですが157万円。国と道あわせると622万円になります。伸び率から見ると、平成20年度対比で平成22年度は町融資の利子補給分の伸び率が16.9%。一方道と国併せてであります、3割伸びてます。この辺でも、商工業者ですね金繰りに対する厳しさがうかがえるんじゃないかなと言う風に思うんですよ。非常に中々本当に厳しい時代で、給料の、事業主の給料の減らすにも限度があるよ、経費を下げるのにも限度があるよ、っていうような中身で今皆さんきっと商売されてる、自分だけかもしれないけど僕はしてます。皆商工会の会合なんかでも集まりますと、俗に言う一国一城の主ですし、全員が社長なもんですから中々こんな込み入った話はしないわけですけども、その辺はですねこういう風な数字を見たら分かるのかなって言う風な思いがします。

どうかこの辺もお含みおきいただいて商工会の理事会との懇談会に是非臨んでいただきたいと言う風に思いますのでよろしくお願ひします。もし何か付け足すことがあれば、答弁は無理にはとは言いません。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）私もじっくりとその辺の話をおうかがいしておりませんので、私も勉強する意味でですね、その辺色んなつぶさにお聞きしたいと言う風に思っております。ただ今年は農業関係ではご存知の豊作の予想もありますので、あとそれから昨年、一昨年から続いたリフォームの事業もですね、結構浸透しております今年も今の段階でですね、39件の総工事費で3千500万の事業をですね、今年も行われております。予算の当初の500万をオーバーして600万の補助を出しております。そんなこともありますのでその辺も加味していただきながら全体的に考えたいと言う風に思っておりますので、お答えとしては当面前年度って言う形でご理解いただければと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に3番高田議員。ポートハーディ市との交流事業について質問して下さい。

○3番（高田 勲議員）続いてですね、ポートハーディ市との交流事業について、基本的な考え方をですね、も含めてですね町長のお考えをお伺ひしたい。

ブリティッシュコロンビア州のですね、ポートハーディ市とは平成6年、1994年に姉妹都市提携を行って以来相互訪問を重ねて友好を重ねてまいりました。

何が副産物であるんだいと聞かればですね、形として残ってるのはゆめっくるにあるハントホールのトーテムポールなのかなと、これは確かちょうど西暦2000年の年にですね、商工青年がポートハーディを訪問した際にですね向こうの彫刻家と話をしてゆめっくるに建立したものであります。この建立にあたってはですね当時の小学生、中学生が色塗り等を手伝っていただきました。そんなことが今ゆめっくるが皆にきつと愛される施設になっている一因でもあるのかなと言う風にわたしは今思っております。

特にここ数年はですね、当時は昔は高校生だったんですけど、今高校がないのでここ2回位は中学校の生徒を中心に派遣して、俗に言う子供達の国際感覚の涵養、海外に興味を持つ、示すこういう風な子供達のやる気っていいんでしょうか、そういう風な視野を広げる部分で非常に有効な事業なんではないだろうかと、いう風に今思ってます。

本年、先方から日本の方、沼田の方へですねあんどんの時に訪問していただく予定だったわけですが、誠に残念ながら東日本大震災の影響で先方からの訪問が、先方が遠慮したような形で中止となってしまいました。まだ来年どうしようかということについては白紙の状態かと思ひます。きつと調整しなきゃいけないんでしょ

うけども、先方もですね来年こそは行くぞと言う風に思ってるのかもしれませんが。

そうなってくるとですね、こっちからも来年は本当は今年中止にならなかつたら来年こっちから訪問団を派遣する、沼田から派遣する予定だったわけですけども、もしそうなった時にですねこっちから派遣する用意があるのかと言う話なんですけども、2年前、2年前、1年前ですね、1年前こっちから出す時の人員の決定、当然私も協会の一員ですんで、町長もそうでありますし、副町長もそうであります、からんだですんけども、審査に、選考審査にからんでるんですけども、中学校のやっぱり1年生ぐらいの時から行けないって分かってても、将来自分が頑張ってる3年生とか、2年生になったらポートハーディ行きたいんだと思ってる子は、きちっとした作文をやっぱり出してきて応募してくるんですよ、やっぱそういう子供たちの気持ちをすごく僕は大事にしてあげたいと言う風に思うんです。

仮に来年先方が沼田を訪れた場合、訪れてこっちからの訪問団が派遣と、派遣を中止ということになりますとですね、せっかくのその子供達の思いが、思いを台無しにしちゃうことになると、教育を均等に教育を受ける権利をですね損なう恐れがあるなと思います。来年は是非こちらからの、先方からの訪問があるなしに係わらず、沼田町から訪問団を組織、編成してポートハーディを訪問すべきと思いますが、町長のお考えをお伺いしたい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）ポートハーディのことはですね、ご存知のように私も平成5年に友好姉妹都市提携の前の年にですね、ご存知のように私も最初に前々町長と行ったことがありまして、行っておりましてですね、その道筋を作ってまいりました。そういった意味でもやっぱり思いがありますので、過去ずっと続いております中学生、高校生の派遣につきましてもですね当然有効な事業でないかなという認識しております。

ただ来年につきまして、今高田議員のおっしゃったようにですね、今年は向こうから来なかつたんですけども、私どもとしては予定通り来年行くことでですねやっぱり話は進めていかないと、これはやっぱり色々な面で中学生の、これで行かなくなるとまた行かない学年が出てきますので、これから向こうとも連絡取りますけれども私どもとしては来年行くことでですね、向こうに打診したいという風に思っております。万が一向こうも来たいという風に多分なるかと思っておりますけども、その時はまた今高田議員がおっしゃったように交流協会とも色々な面でお世話になるかもしれませんが、何とか受け入れもこれは交流協会でする問題でございますけれども、やってですね是非実現をして、来年は訪問することで何とか話を進めたいという風に思っておりますのでご理解頂きたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番(高田 勲議員) まずは安心しました。それです、来年もし向こうから、向こうに行って、沼田からまずポートハーディに行ってポートハーディから沼田に訪問団があんどの時に来ると、数年前から夏、7月の20日ごろにある向こうのお祭りにあわせて訪問団を派遣してるわけですが、もしですよ、理解を示してくれる親と学校の先生がいれば例えば7月のお祭りに、向こうのお祭りにあわせて訪問をする。そして、子供達はあんどんまで帰ってこない。

そんなのも今まではですねせいぜい1週間程度のポートハーディ滞在だったわけですけども、一気にこう本格的に1ヶ月にしちゃうかね、そんな作戦も可能かどうかは別にしてあるのかな。

もちろんそれには学校の理解も必要ですし、当然親御さんの理解も必要ですけども、きっと1ヶ月向こうで生活してあんどの直前に沼田に帰ってきた子供っていうのは凄く自信を持って帰ってくるんでないかなっていう風に僕は今思ってます。これも無理にお答えはいりませんが、そういう風な構想について金平町長の感想とお考えを聞きたいと思います。

○議長(杉本邦雄議長) はい、町長。

○町長(金平嘉則町長) 敢えて言うんで無いんですけども、面白いユニークな、昔からね短期留学の話は当然ございまして、1ヶ月、2ヶ月の話はありまして、ただ受け入れの方でそれをきちっと受け入れてもらえるかっていうことが向こうも大変だと思うんです。やっぱりどこ泊めるかって問題、それからホームステイする人もどの家庭が受けるかって問題、これも相手の問題も有りますんで、これが逆に沼田で1年なり、半年向こうが生活、来たいってなったらそんな問題になりますんで。お互いこれはちょっと十分に話し合わないといけないと思うので、確かに昔からやっぱり短期留学の話もあって何回か消えたこともありますので、それは話として頭の中に入れてまた今後検討する余地もあるかなと思いますけれども、現状としては多分難しいのかなという認識でおります。

○議長(杉本邦雄議長) はい、よろしいですね。次に4番久保議員、町民ふれあい懇談会で町民からの意見・要望、またそれらの回答と対応を全て閲覧する方法を教えてください、質問してください。

○4番(久保元宏議員) 4番久保元宏です。町長に伺います。7月に町内10箇所で町民ふれあい懇談会を開かれまして、私も2回参加させていただきました。ややもすれば最近の中々出席が少なくなってきたりとか、一生懸命首長さんとか各課長さんが説明申し上げても中々議論がかみ合わない、盛り上がらないっていう話も伺った中、今回は各10箇所で大勢の町民の方が行政の方々の町の方々のご努力に傾聴しようという機会を利用しようと思ったことは非常に素晴らしいことだと思います。その町民の能動的な動きと、あわせて町長の恐らくアイデアだと思うんですが、

座談から下に降りてきまして各課長さん級の方が町民と小グループを作りまして、色んな意見を取り上げた非常に素晴らしかったと思います。

私そのような形で吸いあがってきた町民の意見を、町民意見バンクのような形で常に全町民で共有しながらお互い町の未来について考えていく機会を作っていたらどうかなと思っております。

そこで町民ふれあい懇談会で出てきました、ご意見、ご要望それらの回答を全て閲覧する方法を教えてくださいたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今久保議員から話ありましたふれあい懇談会につきましてですね、本当に多くの方が来ていただいて、本当に長時間に亘って時間をオーバーするぐらいの所もありました。今ちょっと夜高あんどん等もありましてですね、作業ちょっと遅れましたけども、即座に回答できるものは回答し、その後私どもで対応できるものは対応して住民にもお話ししました。

それをまとめたものが今、今月の9月号にある程度の全部ではありませんけれども、9月号の広報に今載せる段階で今編集作業終わりましたので、今月には広報は出ると思います。その以外の中身に付きましてですね何らかの形で閲覧できるような図書館の情報コーナー等も有りますので、そこに置くとかそれからホームページでの公開、今までこれはしてませんでしたけども、つぶさにですねそれを住民と共有してまた今後の色んな話し合いのためにですねなるかとも思いますので、そんな形で公表したいなという風に、準備しておりますのでそんな形でご理解頂きたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、久保議員

○4番（久保元宏議員）非常に心強いお返事いただきましてありがとうございます。広報ぬまたではスペースの問題もありまして、全部は無理だと思うんですが、敢えて全てのご意見、ご要望というところにこだわったのは、やはりあの例えばネガティブな意見なり、町とそごのあるというか誤差のある意見も確かに出る可能性もあると思います。実際出てきたとも思います。ただそれも全て回収することによって町側と一般町民側の意見の乖離をどんどんなくしてく、そのためにこういった機会をどんどん利用する。町の心の、町民と町の心を一緒にする、修正する貴重なソースだと思います。是非よろしくお願ひしたいと思います。

その図書館なり、ウエッブなりにアップされるのはどの時期になりますか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今月中には何とかしたいという風には思っております。広報は発行されるのが22ですので、それ以降の段階で原稿は出来てますので、公表できると思います。ただし、その中には個人の問題だとか、プライバシーの問題に

係わるものについては省いてありますので、それ以外については多分大まかなことは載ってるかと思っておりますのでご確認いただければと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、久保議員

○4番（久保元宏議員）最後になんですが、非常に分かりやすく町民が判断する材料として、例えばこのような表を作って何月何日共成でこういう意見が出たとか、町場でこういう意見が出て現在町ではこういう風に考えてますよと、結果こう対応しましたよと、まだ今は保留ですよと、そこまでのマトリックスというか表を提示するのをその図書館なりウェブなりで閲覧して、仮にまだ保留であればこれは全町民の共有財産として共に解決していこうという風に色んな部署で保留にしていけばいいと思います。それも非常に生産的な保留だと思いますんで、引き続きその角度で行政を進めて頂きたいと思います。以上で終わります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、最後は要望でよろしいですね。次に移ります。10番渡邊議員、JA北いぶきとの連携をどのように考えているかを質問して下さい。

○10番（渡邊敏昭議員）10番、渡邊敏昭です。私は北いぶきと、JA北いぶきと沼田町の連携を町長はどのように考えているか伺いたいな、そのように考えています。

平成15年の2月に沼田、秩父別、妹背牛の3農協が合併して、早8年、この秋で9回目の秋の出荷期を迎えようとしています。ちなみに余談ですけども、北いぶき農協のホームページでは順番が逆になっています妹背牛、秩父別、沼田の3農協が合併しているとそのような記入にはなっていますけども。

町長の行政報告にありましたように、北いぶき沼田支所管内についてはビートとか豆類には若干の生育不良がありますけれども、6月以降の好天でほぼ平年並みとなり、特に米については春からの生産者の病虫害減少への取り組みや、7月の好天が相まって平成20年度の豊作に匹敵するような良質、多収の年になりそうです。

心配されていたいもち病発生についても行政やJAのいもち病対策の農薬費への助成なんか功を奏したかと思っておりますけども、ごくごく一部に発生が見られるもの大変綺麗な稲穂となっており、笑顔の中での刈り取りが始まっているところではないかと思っております。最後まで事故なく刈り取り、出荷が終了することを祈念するところでございます。

さて、沼田町の基幹産業は農業だということを私のみならず多くの町民が考えることだと思います。それ故、旧沼田農協時代から行政は基盤整備事業や農地集積、農業倉庫やファクトリーなんかの建設にも大きく加わってきました。しかし、平成15年度の農協合併以来行政とJAとに何となく隙間が出来てるんでないかな、そういう風に私は考え、私だけではないんでないかなという風に思います。

今年の稲作の懸案事項であつたいもち病対策の農薬助成についても、農協主体の、

農協主導の取り組みであって、農薬の種類だとか使用料、又商社購入などに対する J A の対応がどことなくすっきりとしていないと、そこが行政と経済団体との差なのかなという風に若干私は思うところでございます。

とはいえ沼田、秩父別、妹背牛の 3 行政が同じ目標に向かって農業者に助成をすることには大変大きな意義があり、J A 北いぶきに対し 3 町が行政の立場で農業問題に向かう時の一つの前例になっている事は確かでないかなという風に思います。

そこで一つ目は今後とも 3 町連携が重要と私は考えてます。逆に 3 町が J A に政策の相乗りを提案しようとした時、3 町の農業予算に格差があり、中々難しいと言うことも聞かされております。本町でいう農業総合対策関連事業予算、俗に言う町独自事業分ですか。それが 3 町で個々にどれくらいに持っているのか、どのように使われているのか分かる範囲で結構です。また併せて新町長は農業対策にこの 3 町との連携をどのように進めたらいいのか、考えてるのかを伺いたいと思います。

ふたつ目はよく言われます後継者対策です。そんないい薬があればもう飲ませているよっていう風にいわれそうですが、国の方もやっと重い腰を上げフランス式に 39 歳未満の新規就農者や農業後継者に 100 万円の交付金を出しますよという記事が最近載ってございました。この際農地保全だとか配偶者対策の意味からも国の交付金プラス α 助成をやってみて、他町に先駆けてはと思います。それには J A との共同取り組みが何よりも一層効果的なものになるんでないかなと私は考えてます。町長はそれらも含めて今後 J A とどのように後継者対策を進めていこうと思っているのか伺いたいと思います。

三つ目は J A 北いぶきの沼田支所から農協の第 4 次中期計画の骨子説明とその関連要請があったと伺ってございます。その内容と対策について町長が思うところで結構でございます。ざっくりとお聞かせいただきたいな、そのように考えてます。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）渡邊議員の J A 北いぶきとの関係、これは前から色々な前の議員さんの中でもですね私も局長時代色々聞かされておりました、何とかやっぱりその辺は今後ともしなきゃいけないという認識は持っておりますけれども、まず 1 番目のですね農業総合対策関連予算に関して、これから説明させていただきますがよろしいでしょうか。

これ各町それぞれ予算持っておりますですね、これから言うのはいもち病対策助成金を除外してお聞きいただければと思います。秩父別は総額 602 万円、それから妹背牛が 800 万、沼田町が 1 千 4 7 6 万 5 千円と総合農業対策関連予算を持っております。調べたところによりますと。秩父別では主に、全部はあれですけども、秩父別では産業後継者育成に例えば 80 万とか、それから新農業開発交付金

50万、中身ちょっと分かりませんが、それから例えば農業後継者奨学資金貸付で72万とか、っていうとで602万ですね。

それから妹背牛が800万ですけども、農業振興推進協議会に町とJAで折半して独自施策をやっていると、ハーブの植栽で50万、それから農産物PRに265万とか、研修生受け入れに75万ということで、後でも良かったらお教えいたしますので。

それから沼田町はご存知のようにハウス導入事業で90万とか、土作り推進で120万、それから農地流動化対策で1千15万とか、有害鳥獣対策で86万5千円というような予算を持っておりまして、3町との今後の連携でございますけども私も5月以降秩父別、それから妹背牛の町長さんと会うことございまして、いつかちょっと日程がまだまだちょっと調整つかないんですけども、今月又下旬お会いする機会ありますので、3町にはそれぞれ1回首長それから担当者同士の会議、それからJA北いぶきとの懇談もちょっとやってみませんか提案して、他の町長さんもお承諾いただいておりますので、これからのちょっと秋に向けてですね、予算に向けてですねその協議をして連携を取るようなことですね、協議を進めていきたいと。担当課長レベルでは行っておりますので、まだ首長同士の協議は行っておりませんので、その辺は連絡を、連携を密にして今後とも関係を深めていきたいという風に思っております。

これが1番目でございます、2番目の後継者対策、これは今最近新聞でも色々報道がなされておまして、今後のやっぱり沼田の農地、それから農業を守るためにはですね農業後継者、本当に最近増えておましてですね、先日も沼田農業元氣塾にですね、8名の入校生がありました。私も開講式に出させていただきます、本当に意欲を持ってですね農業をやろうっていう青年がまだ多分いらっしやると思っています。最近出ておまして、一家で兄弟でやるっていうところも今多分4軒くらいあるかと思っておりますけども、増えてると。そんなこともありましてやはり後継者対策は重要な課題、町としても重要な対策だなという風に認識しております。その開講式の折ですね、渡会組合長からですね、こういったその元氣塾みたいなやつは他の町でやってないらしいんですよ。秩父も妹背牛も、できたらこんなことも一緒にやることもどうですかっていう話も向こうからもしていただいたので、こんなこともきっかけにですね、やっぱり農協全体として取り組むって事も必要かなっていう風に思っておりますので、これらについてもやはり先程の他の町、それからJAとの協議も進めていきたいなという風に思っております。

それから3番目の農協の第4次中期計画でございます。これはご存知のように7月14日ですね懇談会を開催した折にですねお話しがございました。議員も聞いてらっしゃるかもしれませんが、色々沢山あるので、けどもかいつまんで4点

ばかりですけども、例えば生産資材店舗を将来は1、2店舗に縮小したいという、それから燃料事業として妹背牛のスタンドを縮小または廃止をしたいと、それから生活事業部で店舗の縮小、これはAコープ等の話だと思うんですけども、縮小または廃止も考えたいと、それから車両事業で沼田車両センターを他から集約したいと、色々その4期の中です、4次の集計の中で考えているとお話しをお伺いいたしました。これ後の中村議員の質問にもありますので、今答えてしまうと中村議員の時には。

確かに店舗とか色々な難しい問題はございます。確かにこれらが無くなるとですね大変な沼田の町づくりとしても大きな問題になるという私も認識しておりますので、これは行政が出来る範囲っていうの確かに決まっております。その辺です、何とか基幹産業である沼田の農業を守る立場、それから農業振興をですね町の重要な課題のひとつの施策のひとつと考えておりますので、例えば店舗なりそれから色々なものがですね沼田町からなくなることに関して危惧され、沼田町全体としても危惧されますのでそれについてもやっぱり今後の動静を見ながらですね、何とかやっぱり町を存続するという意味からもやっぱり慎重にこの問題は対応して協議していきたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。

○10番（渡辺敏昭議員）色々3問に向けまして町長の考えをお聞かせいただきました。思ったよりも私自身の受けたのでは農業に向けて考えていただいているんだな、そのようにも受け止めさせていただきましたけども、まだまだお願いしたいことも沢山あるところがあります。先程お話が出ましたけども、中村議員さん他、他の関連議員さんもうらっしゃいますので、適当なところでという風に考えてますけども。

町長先程鵜野議員からの話もありましたけれども、日頃町民の意見を元に行政を進めたいと言う事でお話しをされています。私が言うのも何ですけども、短時間で万人の意見を吸い上げるっていうのは大変なことだと言う風に思います。今まで集まった意見を町政に、町政の実案に十分足りうるものなのか、また偏った意見があればどう対応するのか充分に見極めながら職務遂行をお願いしたいところでございます。

冒頭申し上げましたけども、今年は豊年作でございます。豊年作と冷害年では町の中の風が違います。明るさが違うと言う風に私も思います。農家だけでなく、豊作の秋は商店も飲食店も、病院での挨拶も穏やかな一言から始まるような気が致します。

先程来から農業に向けて町長も元気塾なんかの話もございましたし、第4次のものに向けても十分に考えていきたいと言う風におっしゃっていただけたんでないか

なという風に私は考えさせて頂きたいと思います。前に質問されました高田議員さんも豊作だとタイヤを多く仕入れるんでないかなという風に思いますし、久保議員さんの所だって良質な農産物が入荷するということは大変待ち望んでいるんでないかな、そんなようなこと考えています。

私は農業の町、沼田町長にできましたら9月、12月の定例の行政報告はまず農産物作況を一番に報告事項であってほしかったなって、ちょっとそんなところを願ってるところでございませう。その年の農産物の出来高が町民の最大の関心事という風に受け止めていただければありがたいなそんなようなこと考えてます。

資源ごみの回収についても農村部は個別収集から原則外されてございませう。公的サービスというのは全ての町民が均等に受けるべきことであろうという風に私は考えてございませうので、何か町長の心の中にもう少し農業だとか農村部に対する配慮が持っていただければありがたいな、そのようなことも考えさせて頂いてます。

沼田町は農業の町であろうという風に当然私も考えてますし、豊作の年やJAや農業者とタッグを組む本当にチャンスがいいことなんでないかな、いい年なんでないかなと、今年はいいい年なんでないかなという風に考えてます。

本町が推進してます備蓄構想なんかもJAの尻を叩いてもっと前に進めてほしいなと、そんなようなことも考えてございませう。今一度沼田JA支所との関連も含めて北いぶき農協とどう付き合うのか、農業振興を町政の中でどのような位置付けにしたいと考えているのか、もう一度町長の考えをお聞かせ願ひます。お願いしたいなと思ひます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）重複っていうか、重複なるかもしれませうけども、確かに先程の農家の後継者の話もしましたけども、本当に農家の後継者まだまだ、65歳以上の方で後継者いないところもありますし、農地が今後どうなるかっていう問題も多分危惧されておりますので、そのことも含めてですね、やはり新規就農も当然やらなきゃいけないと思ひますし、新たに意欲を持った後継者に対してですねやっぱり農地の集約、基盤整備もそうですけども、きちっとしたやっぱりその後のフォローも必要かなという風には思ひてます。

これはやっぱり、そのためにはやっぱり町だけでは当然できませんので、農協と私どもまだ1、2回しか懇談しておりませう。それから今後農業委員会、それから農協の青年部とか、リョクソウ会でしたっけ、ともですねこないだ懇談の申し出がございませうしたので、そんな中でやっぱり色んなご意見を伺ひする機会をこれからやってですね、今年の多分豊作を無駄にするようなことなくですね、今後の町づくりの柱としてですね何とか農業の活性化に向けて取り組んでいきたいと思ひてますので、またご指導いただければと思ひます。

○議長（杉本邦雄議長） それでは次に移ります。6番、鵜野議員。次期農業振興計画のコンセプトについて質問してください。

○6番（鵜野範之議員） 6番、鵜野範之です。次期進行計画について、お伺いしたいと思います。ここ2、3日前より沼田町も稲刈り作業が始まりいよいよ秋作業が始まったなどと言う風に思っておりますし、先程渡邊議員の方から今年の作況はというような形の中でお話しがあった訳なんですけれども、当初計数が1割少ないまた粒数が1割少ないということで心配してたわけなんですけれども、先日共済組合の方で坪刈りなどの収量を見たところ、まず平年作以上なんだろうなどと言う結果で胸をなでおろしてるというような状況ですし、今年度の米の金額についても当初春の農協の仮渡し金が1万円というところだったんですけれども、1万5千円、いや1万1千500円ということで、1500円上がったと言う事でこれも震災だとか色んな部分がある訳なんですけれども、1500円上がった年でも私たち自身にはこれは満足いく数字ではないなというような格好の中で受け止めております。

そういった中で農畜産物の価格については非常に低迷が続いているわけですし、本来ですと6月にTPPだとかFTAの関係で色んな話しが進むわけなんですけれども、これについても非常に難しい状況の中で農業経営をしているというような状況にあります。

また本町においてもファクトリーが建設されて15年経ち、中々利雪型の農業振興をしてきたわけなんですけれども、中々それ以上進んでいないのかなというような私は考え方もありますし、ある反面自然エネルギーを今非常に重要視されてるわけなんですけれども、いよいよそういった部分では雪利用ってということでは本当はここで、どんどん前に行かなければいけないのかなというような感じはするんですけれども、中々そういう状況でもないというような感覚で受け止めさせていただいております。

そういった中で今年度で沼田町の振興計画、沼田町農業振興計画7次の計画なんですけれども、終わるわけなんですけれども、次期振興計画に向けてどういう風に取り組んでいくのかなということでお伺いさせて頂きたいと思っております。

それでまず第1点目なんですけれども、この7次の中の基本目標として五つぐらいあったわけなんですけれども、その中で農業所得確保に向けた収益性の高い農業の構築の確立というようなことなんですけれども、やはり色んな振興計画の中で一番重要視されるのは所得をどういう風に上げてくのかっていうのが柱なんだろうなという風に思っております。

今回のこの5年間で、そういった目標の中でこういったものがどのように整備されてきたのか、まず1点お伺いしたいのと、あと次期振興計画を立ててく上で町長はどのように沼田町を描いた農業をしていきたいのかっていう気持ちを夢のある話を聞かさせてもらいたいと、そういう風に思っております。

もう一点目は次期振興計画の中で所得額をどういう風に設定するのかなという風なのがお聞きしたいと、当初10年ぐらい前なんですけれども、農業の所得目標は700万、目標700万を目指してということで認定農業者制度と言うのがあったわけなんですけれども、それが色々認定農業者じゃなければこういった制度がのらないよという中で、400万台、450万、480万っていうような格好の中で設定をしてきたと、いう経過があるのかなという風に思っております。そんな中で農業をやって行く上で700万が妥当なのか、400万が妥当なのか、300万が妥当なのって考えた時にどうしても農業って言うのは夫婦2人、それから次の世代、後継者、2世帯それに爺ちゃん婆ちゃん働いてる。一つの所得で大体2.5家族の所得をあげてかなけりゃいけないんだろうな、そうしないとそういった産業、っていうか農業が持続して行かないんだらうという風に思っております。そういった中で次期政策の中でもやっぱりはっきりとした所得額を目標に政策を立てていただきたいなと思っておりますのでその3点についてお伺いさせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今第7次が終了して、第8次のお話しがございました。それでまず第7次の1番目の質問でどう取り組まれたかというご質問ございましたので、若干ですけどもお話ししたいと思いますけども、過去の取り組みの中でですね申し上げますけども、まず農業所得確保に向けた収益性の高い農業構造の確立と言う事で過去新規作物導入のハウスの購入をすとか、それから土作り推進事業、それから後堆肥運搬助成とかですね、それから除雪機夏季ハウス導入基金貸付とかそういう事業を行っております。

それから効率的な農地集積と共同化の推進による農業生産基盤の確立、これに関してはですね、19年度から毎年300万予算化してですね、コンバインの1台2戸共同購入の助成とかですね、それからビートル移植機の共同購入、それから農地流動化対策としての事業を行っております。

それから沼田農業の持続的発展を支える担い手確保ということに関してはですね、ご存知のように農業実習生の受け入れ事業、それから農業担い手研修支援とか、それから今先ほども話しました農業元気塾の開催とかそういう事業を行っております。それから環境保全型農業に取り組む営農活動の推進と言う事で、これにつきましては農地水環境保全対策助成から中山間直接払いにおける事業、それから5番目として地域交流など豊かさと活力の農村作りに関してはですね、都市と農村の交流事業、それから農産物PR事業ということをこの5年間で取り組んできてそれなりの効果があったんでないかなという認識しております。

次の次期、第8次の沼田町農業振興計画でございますけれどもこれはまだ、原則まだスタートしておりません、策定にはスタートしておりません。今後、今策定の

準備に多分農家の方も大勢検討委員、それから係わってくると思いますので農作業終えた段階、10月の下旬それから11月にかけて策定作業に今入ると言う事で事務方で準備を進めてると聞いております。そんな中でですねやはり今鶴野議員がおっしゃる、今後の沼田の農業の姿って言うのは先程私が渡辺議員にもお伝えしたような中身でですね、やっぱりこれは新たな視点も必要かと思えますけども、やっぱり沼田の農業を確立するような新たな施策も当然必要だと思いますし、農業後継者なりですね、今認定農業者の方もですね今後とも安心して農業できるような体制が先程の所得を含めてですね必要なという風に思っております。

それから3番目の次期計画で農業所得をどう設定するかに関してはですね、まだそこまでの検討をしておりませんので私もなんとも今発言は出来ませんが、今鶴野議員がおっしゃるようになりますねやっぱり色々な家庭と、それから経営形態がございましてそれにおいて農業所得を設定する、そのために何をしなきゃいけないというような問題があるかと思えますけども、これら計画の策定の中でですね色々協議なされてですね、いきたいという風に思っておりますのでその段階でその金額等も明示されるんでないかなという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、鶴野議員。

○6番（鶴野範之議員）まず今期の7次の関係なんですけれども、色々なことしていただいた事はしていただいたなという風に思っておりますし、それなりの大きな予算を組みながらやっているわけなんですけれども、やはりある程度搾った中たらおかしいんですけども、所得を上げるためにどういう風にしてかなけりゃいけないのかっていう本筋の中でもう少しまとめ上げて行けば次の8次の中でそういったことを上手く調整していただきたいな、そのように思っておりますし、やはり所得額を何ぼに設定するんだと言う事でこういった計画っていうのはかなり大きく変わってくるのかなという風に思います。そこら辺をしっかりと明記した中で進めてもらいたいという風に思いますし、またあの今町長の答弁の中で、この後って言う話があったんですけども、この8次計画来年度から始まるわけなんですけれども、ある程度早く計画立ててもらわないと、多分予算編成から色々な部分が出てくるんだろうなって、だから余りにも今年度一杯って言うか、3月までにこの計画を立てればっていう感覚で進んでいくと、丸々24年度って空白になってしまうのかなという風に思います。せつかくでしたら5年間の継続の中で、5年間やってその次の6年後10年後に向けたやっぱり大事な計画ですんで、なるべく早くそして来年度の予算に間に合うようにしていただきたいな、そのように思っておりますので答弁をお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）前回ですね、この第7次ですね1月から3月にかけてなん

か作っただけらしいんですよ、そんな反省もありまして今日事務方にはですね、とりあえず大枠としてはやっぱり12月の予算編成って言うか、次年度の政策予算的に間に合うまでにある程度のやっぱり骨子が必要でないかって言う話を事務方に指示しておりますので、その方向でまずとり進めていただいて、24年度からのスタートにですね間に合うような形でですね、この計画の推進を図りたいと言う風に思っておりますので、また鶴野議員さんも指導農業士でございますので是非そのときまた色んな意見をですねお聞かせ願えたらと言う風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、鶴野議員。

○6番（鶴野範之議員）うちら農業者としてはやはりこういった農業振興計画がしっかり立ててもらふことによって、ある程度の安心感を持ちながらそれに目標を持っていけるのかなという風に思っております。

そういった中でいろんな部分、今国際的にも日本的にも町内的にも非常に農業の本当に大事な分岐点に来てるのかなと言う風に思っておりますし、今回のこういった計画の事でかなり農業に対する感覚が変わるのかなと言う風に思っておりますので、是非ともいい、そして計画立てることが、立ててしまったことがこれで終わるんでなくて、この計画を立てた事をいかに実行してくのかっていうことを前提に進めていただきたいな、そのように思っておりますし、先程渡邊議員からもお話があったわけなんですけれども、今までですと農業の方向性っていうか、沼田農業をどういう風に考えていくんだっていうような中で、必ず沼田、JAが主導権を持ちながら沼田の農業を進めてきたんだらうなって言う風に思っております。

ただ合併した中で中々3町が揃わないって言う部分になってくると、農協もそれに取り組みない部分があるのかなと言う風に思っておりますし、JA主体じゃなくてやっぱりこういった沼田町農民の主体的にどういう風な沼田町の農業を振興を図っていくのかっていうような格好の中で策定していただければいい振興計画ができるんじゃないかなって、と言う風に思っておりますのでそれを併せてよろしく願いしながら私の質問の方終わらさして頂きたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）意見でよろしいですか。それでは次に移る前に、休憩をしたいと思います。10分休憩致します。

13時54分 休憩

14時05分 再開

○議長（杉本邦雄議長）はい、それでは再開致します。7番絵内議員、就業支援センターについて質問して下さい。

○7番（絵内勝己議員）7番、絵内です。就農支援センターということでの題で質

聞させて頂きたいと思います。

ご案内のとおりセンターは少年院を仮退院するなどして保護観察中の少年達が農業を通して社会復帰を支援するための更正施設であります。

今は椎茸栽培を中心とした実習であります、昨年より保護司をされている2名、2戸にですね播種、田植え収穫作業に1日ずつきてもらってそれぞれ実習をしているのであります。

その中の2戸の内の1人が私の家に来ていただいているんでありますけれども、非常に毎日が椎茸栽培のその収穫だけしかやってない、そんな子供達に家へ来た時にはそれぞれ農業に対しての非常にこわい仕事ったらあれですけど、どんな仕事でも経験が大事だと思ひまして色々やらしてもらわなければならないけれども、非常に帰りに私たちに言っていく事は非常にいい経験させていただいたって言う言い方あります。そしてまた非常にこわい仕事でもありましたけれども、やはりそんな一つの色々な面においても勉強をしていただかないと、やはり本来の私たちの目的であります、農業を通してそれぞれ社会に復帰をしていただくっていうそんな面から考えましても、こういったことはやはりもっともっと多くしていかないと、それぞれせっかくの農業を通しての支援ということになかなか繋がって行かないのかな、そんな風に思っております。

ただ中々現実はそのような簡単でないことも事実であります。従ひましてこういった一つの農業実習を多くしながら農業にもっともっと関心を持ってもらい、農業に従事してもらい、就職してもらいことが一番でありますけれども、今は就農訓練が生かされていないのが今の状況でないのかな、そんな感じがしております。

そんなことを考えた時に今それぞれセンターを担当しております監察官を始め、また町長も上京された時には法務省等に行かれて色々やはり沼田町の就業支援センターの方に来るようにそれぞれPRをされてるのかな、そんな風に思います。

また、それぞれそんな一つの努力されてるそんな姿勢っていうのが非常に聞かされるわけでもありますけれども、高く評価出来る訳でありますけれども。それが中々やはり現実になっていないのが今の状況かと思うんですけれども、そんなこと考えた時に少しでも多くやはりそんな一つの就農支援センターの本来の目的である、農業にもう少し関心を持ってもらうことと共に、併せてやはりそんな訓練を訓練って言うか、そこで1日や2日、3日、4日来たからと言って農業を分かるはずもありませんけれども、自分自身もそうありますけれども、今まで60回以上農業をやっても今だまだ勉強の最中でありまして、まったく分かってないのが現実でありますけれども、やはり少なくとも本来の就業支援センターと言う大きな目標に向かってのそういった一つのものに考えた時に、そんな風にしての農業をもう少し多く実習できるような例えば今、保護司の所の2名の所にしか行っておりませんが、

一般の農業者のところにもやはり行って勉強していただくようなそんな方法をもっとももっととっていただきながら、農業のそんな一つのを、素晴らしさ、よさと言うものも分かってもらうべきそんな一つの方法も必要でないか、そんな風に思うわけでありませうけれども、その辺の改善すべきと思いますけれども、町長の見解をお伺い致したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今絵内議員がおっしゃることですね、本当にもっともだと思ひましてですね、私も就任以来旭川とかですね法務省、東京に行ってですねお話しをさせていただいています。今年で4年目、来年で5年を迎えると言う事で、法務省、それから旭川もですね何とか今までのことはちょっと色々問題があったってということも多少認識しておりますので、私もじっくりとまだ地元の就業支援センターの監察官とゆっくり話をできておりません。本当に申し訳ないと思ひてますけれども、ちょっとこれから来年に向けてですね、やっぱり改善していくところですね、今絵内議員がおっしゃるようなその実習等、それから椎茸の問題、それから色々な実習のなんて言うんですか作業内容の問題等を含めてですね、子供さんの今までの過去の内容等もありますので、総合的にやっぱり一度見直す時期に来ているのかなっていう認識でおりますので、またその辺、どういう方向になるか分かりませうけれども、何とか検討を、前向きな検討をしてですね、今絵内議員がおっしゃるような農業実習なり、農業の方に少しでも関心持ってもらうような方策が必要かなと言う風にわたしも認識しておりますので、ちょっと時間いただいてですね、検討する時間をいただければなと思ひております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）支援センターについてはご案内のとおり、予定人数が12名なんですけれども、今までも過去に何人か出入りって言ひましようか。多くて6人ぐらいが一番多く入所された人数だと思ひんでありますけれども。

今までは24人が、今日現在では24人ですか、がそれぞれ入所されておりますけれども、その内の約半分近くが、あそこ入った時には1年間が入所のそんな一つの規則になっておりますけれども、1年間通してそれぞれ社会に復帰していただくと言うのが私たちの、法務省の方の願ひでもあり、私たちもそういったことでのそれぞれ支援センターを作るに際しての支援をしてきたそんな部分があるのかと思ひんでありますけれども、それがやはり1年間いらっしやらない、子供達が非常に多いのも現実であります。

そのことに対して町長何が原因でこんな風にしてセンターから途中で辞められる方が多いか、どの辺までご理解いただひてるかお答えいただひければと思ひます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）途中で出て行かれる方、多分個人的な色々な理由があると思いますし、色んな対応の問題、それから周りの人のですね環境それから今言った実習、中身の問題、多分これとはそれぞれの子供さんのですね、考え方にもよりますけれども、多分沼田に来る時には十分に面接をですね、法務省も2回ぐらい現地に行って担当課の方が面接をして、確認をして沼田に来るといった形で進めていることはご存知かと思います。

そう言う中で沼田に来てそれぞれの自分の思ったのと思いが違うのかって言うこともありますし、個々のお子さんの考え方、少年の考え方もありますので、これは一概に原因は特定はできませんけども、何らかの問題なり、課題があるのかなという認識をしております。

それをちょっと再度やっぱり先程言いましたようにですね、ちょっとそれを過去の事例をですね、お聞きしながらですね、何とか少しでも滞在を1年、最大1年居られるわけですから、1年居ていただくような政策も、いや施策も必要かなと思っておりますので、その辺もちょっと留意してですねまた絵内議員も保護司さんの意見とかも色々、携わってる方にもですね私も充分にお話をする機会を持っておりませんので、それも意見を聞きながらですね進めていきたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）先程申し上げましたけれども、12人の目標に対して非常に6人位しか今まで最高で入所してないのが現実なわけでありましてけれども、それぞれ監察官も日本全国そんな加入へそれぞれ足を運んでいただいているそうでありますけれども、正直申し上げましてこういった公的な場所でこんな事言っては悪いのかもしれないけれども、割と沼田の就農支援センター椎茸しか採らさせてくれないからなっていうような、子供達も入ろうとする人たちの間での評判があんまりかんばしくないっていうような、風の話で聞いているのも事実であります。

そんなこと考えた時にだからさっき私申し上げたのがやはりそんな一つの農業関係でもう少し必要でないのかなってそんな感じすると、併せてやはり就業センター、1年間就業されて本来であれば農業にどっか就業って言うか、できればいいんですけれど中々そうはならない。色々経済面の関係だとか色々な面もあります。

握りこぶし一つで金も一銭もないよ、じゃあ農業の後継者もいらっしやらない中でその後その人が出来るかっていったらそんな事にもならないのが現実でありますから、中々その算術どおりに1足す1は2よと言うことにはならないのが現実であります。

しかしやはりあのせっかく苦勞して今日まで町民の皆さん挙げて協力して作った支援センターであります。そしてまたボランティアの皆さん方、すずらん会始め明

日萌の会の皆さん方、そしてまた建設関係の皆さん方、非常に多くの町民の皆さん方がこの支援センターを影ながら色々のご支援いただいている、今日に来ているわけでありましてけれども、そういった一つの子供達にも沼田行ったらこんな風にいいところあって、こういう風にしていっとるんだよってということに、もう少し伝わってあげればいいんですけど、今ご案内のとおり24人がそれぞれ入所してそれぞれ退所、修了していった子供達がおるわけでありましてけれども、農業に従事した人は2人、そしてまた建設業に1人っていう、あとは食品に関係に1名というようなそんな状況しかないのが現実であります。

ただやはりこれは沼田町だけでどうこうできるものではありませんし、当然法務省、そしてまた農林水産省あたり金が回らんことにはどうしようもならん部分もある訳ですけれども、そういったことを考えた時にもっともっとやはりそんな一つのもの、子ども達にも沼田行ったら色々な面においてこんな風にして、次の就職先がこういう風になったよってというようなそんなものがやはり見えてこないと上手くないのになって、そんな感じもしてございます。

どっちにいたしましても子供達が沼田に来て良かったと思えるそんな就業支援センターにやっていかないことには今の状況下でいくと、大変失礼でありますけれども、先がどうも尻細みになってきているんでないのかな、そんな感じしております。

せっかく沼田に来てあそこに入った子供達が、1年間いないで途中で帰る人の色々僕も話を聞きます。聞きますとやはり色々やはり問題もあるようであります。やはり運営の問題も多々あるのかなそんな感じしております。あんまりこれから先言っちゃいますとまた個人攻撃みたいになってしまいますんで、言いませんけれども、そんな一つのやはり町長是非ですねその現実をですね何が問題あるのかって言うことを、大変そういう言い方したら職員の皆さん方失礼でありますけれども、担当者だけ任せるでなくして、自分自らも足を運ぶなりなんなりしながら本当の真意はどこにあってこんな状況なのかっていうことも、是非把握していただきたいと思うんです。

そうでないとせっかく、同じ事言っただけで申し訳ございませんけれども、今に就農支援センターなくなってしまうと思います。今の状況でしたら。だからそんなんじゃなくしてやはり、更なるやはりこういったものを大きく、大きくって言い方ないですけれども、少なくとも12名の収容できるそんな施設でありますんで、私は当初少なくとも12名ですから80%は来てもらいたいなって、そんな願いを持っておりまして。ですから8人から、9人ぐらいは居ないと当然計画は12人での椎茸栽培のそれぞれ施設も作ってるわけでありまして、採算が合うわけないんですよ。そんなこと考えた時にやはりそういったものを十分に考慮した上でやはりこれかも取り組んでいけるような、そんな方法に是非町長現実のですね声をですねもう少し

聞いていただきたいと、やはりどうしても本来職員さんがどっかで屈折してもの言っているとわかってはなりませんけれども、やえもするとそういった部分が見え隠れしております。評判がはっきり言って直接上司の人に伝わってない部分があります。副町長やら町長の耳に通ってない部分があるだけにですね、是非そういったものを改善しながらこの支援センターを、せっかくできたセンターでありますので、是非前向きにそれぞれいい方向に向けていただきたいとそんな思いますけれども、いかがですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今絵内議員のおっしゃたことをですね、留意してですね法務省もですね、ここ最近関係団体との懇談会等も行われていないみたいですので、その辺も実施したいという意向もこなだ旭川で聞かされておりますので、ここまで来た町民のですね、そういった熱い想いをですね無駄にすることなくですねこの施設をですね運営出来るような形で、私も取り組みたいと思っておりますのでまたよろしくご指導いただければと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移ります。8番、中村議員、ライスファクトリーの投資効果について質問して下さい。

○8番（中村保夫議員）先輩の配慮でですね、私の持ち時間が2時間ほどありますのでゆっくりとお話をさせていただきたい、上野君も時間使うそうなので1時間50分くらいで終わらせたいという風に思います。

平成8年にですねライスファクトリーが建設されました、これは実はですね細川内閣の米輸入に対応する6兆100億円の国家予算、米輸入対策予算の中でこれが建てたわけですけども。それまでの農作業体系が一変をいたしまして、雪中米効果等もあって、沼田米の評価が非常に高まりました。沼田の農家本当に喜んでおる、当時の決断、英断に大変喜んでおるところでございます。

今農業施設を公共が建てて農業団体が運営するシステムって言うのは沼田モデルって言っていいぐらいスタンダードになっております。

建設以来15年が経過してその総括をするべきと考えて以下質問をいたします。ここに7番まで書いてあるんですけども、5番までは事務方の説明でよかろうかと思っておりますけれども、説明をして頂きたいと思えますし、町としてこの投資と言うものが是であったのか非であったのか、その辺を町長に答えていただきたいし、今後ですね投資計画、同じような投資計画、投資依頼、そういったものがった場合に応える用意があるのかどうか、その点をお答えを頂きたいという風に思います。

非常に詳しい書類も手元に届いております、それらの説明も含めてですね、質問7項目質問のところで一応切らしていただきまして、とりあえず1回目の質問とさせていただきます。

19日からこのライスファクトリーがまた稼働いたします、先程来の意見の中に
でておりますように、今年本当に豊作基調で喜ばしい限りなんですけれども。これ
をもし自分の家で籾摺りをして出荷するということになる、大体10アールあた
りね1時間ぐらいかかるんです、で10町農家で100時間、農繁期の真っ最中の
100時間というのは中々しびれる時間として、そういったものから解放された、
あるいは米がどの品物も同じ品物が出来るっていう意味では本当にライスファクト
リーってのはいい施設を建ててもらった、でそれを篠田さんの時代に建てたんで
すけれども、西田さんがその後フォローをして、さて金平町長がどういう風にこれ
を助長していくか、それら興味あるところでありましてけれども、そういったこと
についての想いも併せてお答えを頂きたいという風に思っております。

時間が一杯あるのでもっとしゃべりたいんですけども、質問の焦点がボケてし
まいますので、とりあえずこの7項目の点についてだけとりあえず答弁を求めたい
と思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長の前に5までは担当者

○町長（金平嘉則町長）いいですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい。

○町長（金平嘉則町長）今ご質問いただいたですね、中村議員の1番から5番につ
きましてはですね、財政課長の方で苦勞して資料を作らしていただきましたので、
これも時間かけて財政課長の方から説明させていただきますので、その後私の方か
ら答弁でよろしいでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）事務方の方で説明せという事でございますので、私
の方から説明させていただきます。お手元の方にペーパー用意をさせていただきました。
まずこのペーパーでありますけども、まず平成8年の本体事業から始まって、
21年度の下屋増設までの各事業経費、その財源としていわゆる事業財源を記載
をしてございます。

財源の中の農業基金と一般財源、これにつきましては、つまり一般財源となる部
分をどういう風に振り分けたかという、いわゆる地元の負担として一般財源使った
か、基金を使ったかというような、書き方になってございます。

真ん中ほどにあります元利償還金でありますけれども、これにつきましてはこれ
が改修事業、あるいは本体事業にそれぞれ過疎債、あるいは本体につきましては国
の補正予算債、これを使ってありますんでこれらにかかります元利償還金の総額ま
ず整理をしてございます。その元利償還金のいわゆる財源、として何があるかそれ
を整理したものでございます。その横の農業基金および一般財源とありますが、こ
れにつきましては事業経費の地元分、つまり事業として行いました財源の農業基金、

農業振興基金と一般財源これらの更に内訳として記載をしているものでございます。

という中で私の方の持分といたしましては、ご質問の1番から5番ということでこれについて順次ご説明をさせていただきます。

まず関連投資総額はいかほどかということでございまして、これにつきましては資料ご覧をいただければおのずから分かるわけでありましたが、総額で28億6千809万2千円、これが今まで投資した事業費総額でございます。

その2点目になるわけなんです、それぞれ財源として国、道の支出金、高度改善事業等、補助金を入れているわけでありまして、それ以外につきましてはどういう風に資金調達をしているかと、言う事でいきますとこの地方債、本体部分、ファクトリーあるいは燠炭施設これにつきましては国の補正予算債を使って事業を執行しております。以下16年以降起債をつけてございまして、これにつきましては過疎債を充当いたしてございます。

過疎債による後年助成の総額はいかほどかというご質問の内容でございまして、これのお答えといたしましては、地方債14億7千80万これを地方債として起こしたわけでありまして、これが交付税の中に入ってくる額、これが後年国が助成をしたという風に理解できることなのかなという風に思います。そういった中で元利償還金の総額全体で17億9千814万8千円計算されるわけでありまして、この内交付税として算入される額これが11億7千267万円でございます。それぞれ農協さんの寄附金これ後からまた出てきますが、差し引きを致しますと元利償還金に係ります町の負担としては2億5千441万4千円、この部分につきましては当初本体部分、ここに係ります公債費分、これが出ていると、後年度にやっております改修事業につきましては事業の段階で既に後年度負担分も財源として整理がなされているということで一般財源の負担は無い、つまり税の負担はしていないという状況でございます。

それから3点目でありまして、農家、農協の負担分はいかほどかということでございます。これにつきましては、今申し上げました元利償還金の負担を農協さんに寄付としていただいております。この額が3億7千106万4千円、それと併せまして事業経費の中で事業の一部として農協さんから寄付をいただいて、町の財源としているもの、これが6千286万3千円でございます。合わせまして農協さんの負担というものがこの8年からの事業で申し上げますと4億3千392万7千円という数字になるわけでございます。

次4点目でありまして結果として町財政からの持ち出しはいかほどかと、こういうお話しでございます。これにつきましては元利償還金に係ります税等負担これはもう既に終わってございまして、2億5千441万4千円それから事業に係ります事業費ベースでいう地元負担分の一般財源負担、これが1億1千943万8千

円、AとBの欄でございます。これを合計した額、これが実町負担額の合計AプラスBと致しまして、3億7千385万2千円という風に総額になってございます。28億6千800万に対して町一般財源の負担額3億7千300万、相当割合的には少ない額でこの事業が全体成り立っているということになるものでございます。

当初本体部分につきましては、国の1次補正でやったものあるいは10年、11年の燻炭施設、これにつきましては2度の補正予算に係ってそれぞれ補正予算債を取り込んでいるという中での持ち出しが少ないという事が大きな要因にもなっているかという風に思っております。

次に私の担当の5点目でございます。これはペーパーとして起こしてございません。お聞き取りを頂きたいと思っておりますが、町が建てることによる固定資産税の遺失分はいかほどかというご質問でございます。つまり裏を返せば農協さんが事業主体となった場合にどれだけの固定資産税がかかるかという風に置き換えられるものでございますけれども、まず建物であります。ファクトリーあるいは燻炭施設の建物、これにつきましては地方税法の第348条第4項、ここで非課税の範囲というものを規定がなされております。ここではいわゆる農業協働組合法に基づく組合の所有にかかる倉庫、これについては非課税とするという風になってございますので、町で持っているようが農協さんで持っているようがこれについては非課税扱いになります。しかし、中にありますいわゆる設備、これはプラントの設備になりますけれども、このプラントに係ります機械設備につきましてはやはり償却資産が発生をしてくると、これは課税対象になるということでございます。これを15年間遡りまして、当時の投資額約7億8千万ほどだとおもいますが、これに戻しまして償却資産の計算を致しますと、15年間の課税額の推計をいたしまして約1千700万円、これが償却資産税として、償却資産としてかかるということになります。更にファクトリーの底地の一部、1町1反につきましてはこれは沼田町が取得を致してございます。この底地につきまして農協さんが仮に取得をしてファクトリーの事業を行ったといたしますと、これの15年間分の税額の推計、さほどの額でございませぬ33万5千円程度でございませぬ。固定資産ベースで申し上げますといわゆる農協さんが仮に建てたとしたときに、かかる税これにつきましては15年間で1千736万5千円と非常に小額な固定資産税ということになるかという風に思います。

固定資産税で言えば町の遺失分ということなんで固定資産税でありますけれども、農協さんが自分のところが事業主体としてやろうとすれば当然不動産取得税、あるいは登録免許税が国税、あるいは道税としてこれはかかってくるということになるわけでございます。その他に当然農協さんの資産として持ちますと償却資産でございませぬので、償却をしてかんきゃならないとこういった部分で推計を致しますと約12億の償却が本来必要だったんだろうという風に推計をいたしてございます。

固定資産税の遺失分から若干外れた部分はありますけれども、事務方の方として整理致しました部分のご説明につきましては以上のようなことでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）1番から5番につきましては今課長の方から説明ありました、もし疑問がありましたら次にまた質問していただければと思います。

6番目のですね一連の投資はどうだったかというご質問でございます。今財源的、たまたまこの農業構造改善事業にのたつたということもございまして、当時の農業情勢でうまくできたなと思っております。町もご存知のように一般財源、一般の負担もありましたけれども、総合的に判断してですね、この係った経費以上にですねやっぱりこの数字に表れない、確かな投資効果があったかなとそれは先程中村議員からも話ありましたけれども、やっぱり農家の色んな農作業の軽減があったとかですね、沼田の雪中米のブランドが計り知れない効果があったとか、そういった数々の効果があったという風に私ども理解しておりますので、本当にこれはもう10何年経ちますけれども、当時の判断としては良かったかなということで私も考えております。

7番目の今後このような投資計画の申し出があった場合どうするかと、いうことでこれが一番多分中村議員が聞きたい話だと思いますけれども、やっぱりあの今後農業情勢がどうなるか、不透明な混沌とした状況の中でですね、やっぱり先程も私も言っていましたけれども、農業守らないといけないっていう立場もございまして、やっぱりこれはあの何でもかんでも税金を投入できるっていうもんでもございませぬ。それからこれから色んな多分国の事業も多分出てくると思っていますので、そういったことも考えながらやっぱり総合的に判断することが必要かなという風に思っています。ただやっぱりなんと言っても全部全て町の単費で出来る訳でいきませんので、やっぱり財源の確保、補助なのか起債なのかそれが付くかどうかその辺やっぱり大きな判断材料になるかなと思っております。

それから公共施設としてですね、条例を設置できる施設であるかどうかということもやっぱり重要なことという風に思っています。なおかつまた、投資した資金の回収と施設の整備、それから色々と施設を作ったとしても今後色んな更新なり色んな経費が係ります、そういったことがですね、そういった資金が確保出来るかっていう問題もございまして、そういったことを総合的に判断してですね沼田の農業を守るっていう立場からですね、色々とやっぱり知恵を出してお互いいい方向で行くような、そして沼田農業がこれからはずっと残って守られていくようなことが必要でないかっていう風に思っていますので、それはその都度やっぱり考えて、前向きに考えていきたいというのが私の姿勢ですので、答弁と致します

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）町の実質負担3億7千300万というような事で、固定資産税の遺失分については償却の部分と、要するに償却があった場合には法人所得税ってのが下がってくるわけだから、丁度相殺される関係にあるという風に聞かせていただいたんですけども、3億7千300万、15で割ると大体年間2千400万、でそれをそれだけ支払って余りある効果があったというような評価をされておられるとすれば、非常に我々としても自身を更に高めることができるという風に思います。

平成8年当時と言いますとですね、実は沼田と幌加内は空知にいらんって言われるぐらい、とにかくBランクっていうのは幌加内と、ここに久保米穀店おられるんですけども、幌加内と沼田は空知にいらんって言われるぐらいの状況でありました。しかしながら、こういった施設を作って、あるいは雪中米の効果もあって非常に安定的に市場評価を得れるようになって、農家のプライドが高まったんですね、元気塾で先程8名の方が新たに就農っていう事聞きましたけれども、やはり豪農が帰ってくる町になったなっていう風に思ってるんですよ。今まで僕らの時代ってのは割りとかうでっかい農家の息子っていうのは何かいい大学行ってしまって、帰ってこないみたいなのところが実はあったり色々したんですけども、今は大きな農家ほど帰ってくる、息子がやりたいと言って帰ってくる、そういった時代になっているんです。その根幹にやはりこういったライスファクトリーのような町の投資が、やってくれたお陰でというのがあります。今では例えば80歳で農業まだやめたくないんだってやってる人やら、あるいは私のいとこの娘なんですけれども、女の子なんだけど私農業やりたいのって言ってわざわざ帰ってくるような子が居てみたり、それもやはりこういった自信に裏打ちされたものかなという風に思います。そういった意味では非常にライスファクトリーというものは農家に自信を与えた、夢を与えたという意味で非常に喜んでおるところでございます。

町長の答弁きっと全部答えたつもりになっちゃってるんだろうなと思うんですけども、実はこのAコープ店舗があの本館自体がですね、40年ぐらい経つのかな、40年以上経つのかな、昭和39年だったと思うんですけども建てられたのが。もうそろそろもう危ないぞっていう建物になってきておまして、農協の方でも農家の懇談会の中で説明あったんですけども、大体3年後か4年後にはもう解体したいんだというような話しもでております。解体するのはいいんだけど次どうするねっていったときに、Aコープもう実は営業としては儲かってないって言うのが実際のところらしいです。

私から言わせればもうちょっといいスタッフをそこに配置できんのかねっていうところも実はあるんですけども、まあ儲かってない。本館の解体と同時にAコープもやめようかっていう話がちらほらと聞こえるようになってきた、そうなった時

に先程町長先走って答えておられましたけども、町づくりというものがどうなるんだ、要するにそのAコープが無くなるという事は買い物難民が発生するという事です。その他のお店屋さんも確かにあるんだけれども、お魚を買ったり肉を買ったり卵を買ったりという意味でやはりある程度の売り場面積を持ったところがないと、やはりお年寄りだって困る、配達もしてくれないっていうような状況があると本当は困るんです。商工会、まあ無くなれば無くなったであそこで売り上げてるのが確か4億円ぐらいですから、4億とは言わないけれども、3億売れるような商店がぽつと建ってくれば、それで不足は無いんですけれども、それでもやはり中々個人企業でそんだけ売するような売り場面積を作りながらの営業ってのは難しかろう、やはりここはAコープが建物古くなったからや一めたっていう形ではなくで、これは行政が支援をしたとしても、あるいはある意味ライスファクトリーのように全額補助ではなくて、やはり何かのいい制度を見つけてですね、それにのっからせてやる。例えば何年か前に出ておりました大規模、大規模集合店舗ですか、集合小売店舗ですか、そういったものの中にそれは町が建てて、たまさかテナントとして高田車両が入るわけにいかないかもしれないけれども、Aコープとあるいはお酒屋さんとタバコ屋さん、それぞれの商店が入っていくようなそういった施設を最終的に作らないと、この町の町づくりがおかしくなってしまうであろうというような事実は考えておりましたですね、そういったその買い物難民によるその人口流出、あるいは場合によってはその、今農協でもう一つとり立たされているのが本部制を廃止してですね、今沼田営農事業本部なんですけれども、中央に集中しようやと、効率を求めるといことはそういうことなんですけれども、そうなった場合に事務所もそんなにいらぬぞと、そうになってしまえばどっかその辺のそのコミセンの親分みたいなものを建てて、そこで本部をやしましょう、本部って言うか支所をやしましょう、金融店舗やしましょう、その程度になってしまう可能性があるという事です。ここでですね、町がもしそういう事になると雇用難民まででてくるということになる。雇用が無くなるということにもなってくるわけです。そういった意味で雇用難民、雇用による人口流出、それから買い物による人口流出、これを防ぐ為にもですね、やはり沼田がここで一肌脱ぐ場面もあるのかなという風に思っております。

もちろん民間の営利団体ですから、農協っていうところはそこにあまりに行政が肩入れするっていう事は、これは本来行政の本質からは外れてるのは分かってるんです、でもこういう小さな町であるいは、なくなっていくのをただただ座して待つ、最終的には買い物をする場所も無くなるっていうような買い物難民を防ぐ点から考えて、やはりどこかで行政のてこ入れってのが必要だと思うんですけれども、その点について町長から、さっき答えたよっていうような中身なんですけどもう一回よろしくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）本心は先程答えたつもりでいるんですけれども、この件に関して詳しく論ずる事はできませんけれども、中村議員も行政の本質については十分ご理解、議員さんですので先程言った税金の投入についてですね、是非については当然ご理解いただいていると思います。ただ一般論として今おっしゃったその町づくりの観点それからそれぞれの方で、買い物難民とか今後町づくりの観点からしてですね、住民が生活の利便性を損なうことに関してはやっぱりまちとしてはやっぱりそれをほっとくわけにはいかないっていうのは私も同じ認識でございます。

行政が個々の商店に対してですね店を建てるとかってのは到底これは出きる話ではございません。それはそれとしてですね、やっぱり今言いつた沼田町を維持してっていう観点からすればですね、そういった観点からのやはり解決策を見出す必要があるかなという風には思っています。

今中村議員がおっしゃったように平成14年の11月にですね中心市街地活性化基本計画の中にですね、確か商業基盤複合施設っていうのがございましてですね、一時、あの高田議員も関係してですね、町に提案なさって結局は出来なかったっていう経緯もございましてけれども、例えばそんな手法も考えられるのかと、今の世の中ですんで色んな事業等多分これから出てくると思いますので、我々としては事務方に色々指示してですね、どんなことだったら可能かっていうことも今検討してですね、これはあの農協さんの方針もありますし、私どもも町の今後どうやってこれを町を維持するっていう観点もございまして、総合的に判断してですね、このこれらの中村議員のおっしゃったことについてですね、検討を煮詰めていきたいという風な考え方でおりますので、その点をご理解いただければと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）まだ時間が有るようですのでもう一言だけ、TMOで建てるっていう方法があってみたり、色々こう手練手管はあるらしいのです、全国的に、全道的に探してみると。TMOで建てるっていったら最初スノッピカードやろうと思った時に農協なんかそっぽ向いたくせに今更なんだって高田君に怒られそうですけれども、でも色んな手練手管はきっとあるであろうと、で問題はですね我々としてはこの地域の農業の拠点としての沼田、沼田町だけのことを考えることは当然沼田の議会ですから大事なんですけれども、この地域北竜、秩父、あるいは同じ農協である妹背牛もひっくるんだ中での拠点としての沼田、それがどうあるべきなのかっていうこともやはり頭の中に入れて、北いぶきあるいは北空知地方のイニシアチブは沼田が取るんだ、それぐらいの自信を持ちながらやっていきたいと思っておりますし、この町には町からの支援があるだというような、コマーシャル効果こういったものもやはり他の町を刺激し、農家を奮い立たせる要素にもなるのかなという風に思っ

ておりますので、要望では終わりませんで、これに対して何かあればお答えをいただいて質問を終わります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）広域的なお話も今いただきましたので、私も他の町との色々な関係もございましてここでそれらについては言及できませんけども、そういった広い観点です物事も考えなきゃいけないし、北いぶき農協との関係も先ほども色々とお話ありましたので、やはり慎重な考え方でいきたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、以上で町長に対する一般質問を終わります。次に農業委員会会長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。中村議員、農家配偶者対策について質問してください。

○8番（中村保夫議員）それではこれにつきましては今回農業委員会の会長が変わったというようなことで是非お声を拝聴したいというようなこともありまして、そしてまた年来聞きたかった内容も答えていただきたいなというようなことも込めて質問させて頂きたいと思っております。

沼田町の農家も200戸をとうとう割り込んでしまいました。私が就農した昭和51年450戸くらいあったんじゃないかなという風に思っておりますけれども、半分に減ったというのが実際のところで、1戸あたりの経営面積も水田で確か17町、所有面積ですけどね17町、水張りで15町ぐらいあるんでしょうか、良くぞここまで来たもんだっていう風に思っておりますけれども、それは一方で考えればいっぱい離農する人が居たから1戸あたりの面積が増えただけで、そこまできてしまいました。さすがにもういっぱいいっぱいのところだなという風に思っておりますけれども、そんな中でこの議会の中にも来ておられる、鶴野君はウイングの社長でありますし、農業委員会会長自身がさくらの代表メンバーでもあります。そういった法人化、協業化の胎動があってそれらに作業受委託をしていくという方法も今取られておるところでございましてけれども、なんせベースとなる農家の戸数がこれ以上減ってしまうとですね、遊休農地の発生って言うのがやっぱ目の前にちらついてくるんですね。やはり離農っていうのは色々な原因あるんですけども、そんな中で女房もいないしひとりでやるのは限界だっていう意味合いで離農されるっていうケースも過去に何回か見ておりますし、これからも増えてくるのかなっていう風に思っております。それでですね、配偶者の居ない農家って今何人ぐらいいると認識しておられるのか、そして確か農業委員会っていうのは配偶者対策の担当部署だったような気もするんですけど、農業委員会としてどういったことをやっているのかをお聞きをさせて頂きたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業委員会会長。

○農業委員会会長（山岡禎弘会長）冒頭に私もこの議会初めてですので、ご挨拶だけさせていただきますと思います。今回の農業委員の選挙において新たに農業委員会の中で互選で会長と言う事で本年から皆さんにお世話になることになりました、山岡と申しますよろしくお願ひ致します。

それでは早速今の中村議員からの質問の内容、焦点がボケてはいけないので私も簡潔にお答えしたいと思います。

まず1点目の配偶者の居ない農家、何人ぐらいかってことなんですけれども、結論から言えば全部で56戸、今後継者が2人いるっていう方も居ますので、あえて56戸ということで述べさせていただきます。その内既に経営者になっているという方が24戸、残り32戸はいわゆる本当の後継者としてまだ経営主の父親がいらっしゃるという、戸数としてはそういう状況になっています。

ついでにこれらいわゆる配偶者の居ない農家の現在の耕作面積なんですけれども、いわゆる年齢でちょっと分けさせてもらいますけれども、40歳以上が15戸で約240ヘクタールぐらい、これをもう少し下げて35歳以上で考えて見ますと、約500ヘクタール。沼田町の畑、田んぼの面積が3800ぐらいありますのでその中のパーセント的にいうと、先程最後に言った35歳以上の人が約13%ぐらいの面積を占めているということで、非常に大きな数字になっています先ほどの町長の答弁にもありましたように、基幹産業である農業のいわゆるこういう後継者の問題って言うのは現実的にも経営を左右するところまできてるのかな、いわゆる沼田農業の方向性を考える時には必ず考えなくちゃいけない分野である事は間違いないのかなっていう風にとらまえております。

それで、続いて2点目の質問なんですけれども、農業委員会としてどのような対策をしているか。先程中村議員の質問の中にもあったように、いわゆる沼田町結婚相談員みたいな形が農業委員会が兼ねているということだったんですけど、実は沼田町の結婚相談協議会っていう形では平成13年に既に休止をしております。平成14年度以降なんですけれども沼田町のいわゆる協議会自体は休止してるんですけども、いわゆる北空知、北ブロックの農業委員会の中ではいわゆるそういうんですか、推進連絡協議会みたいな形がありまして、その中で年に1回北空知の各町村持ち回りのなかでセミナー等を開催してます。それらについていわゆる地元の青年達に参加しないかっていうような推進をまずやっております。確かに先程の数字からもいっても後継者対策については私たち農業委員会の方も憂慮されてる話題なんですけれども、とにかくこの沼田の優良農地を守っていかなくちゃいけないという観点からも、これは本当に重要な課題という風に認識してますし、ただ社会的に見ると決してこれは農業だけでなく、商業なんかの後継者という意味でも同じような考え方って言いますか、状況でもあるのかなっていう風に思っております。

農業委員会としてはやはりいわゆる配偶者がいない、いわゆるその当事者のそういう意識の改革ですとか、いわゆるそれを取り巻く例えば農地の取得ですとかそういう部分での周辺環境っていう意味ではなるべく配偶者をもちたい、もちろん所得っていう部分も含めて訴えていかなくちゃいけないなと思うんですけども、そういう対応する必要があるとは認識しています。ただ農業委員会自体が何か主催で行うっていう形は中々難しく、どうしても関係機関、JAでありますとか行政でありますとか、そういう方々と一体となって今後も進めていきたいなという風に思っております。

ただ、今まで色々な意味でこういう後継者対策、配偶者対策、色々なイベント等もやってきたんですけども、やはり中々成果が出ない。一部成果も出たときもあったんですけども、最近って言いますかね、先程言いませんでしたけれども、特に沼田は先程経営主に既になってる方が24戸っていう風に言わせてもらったんですけども、JA北いぶき管内においても沼田突出して正直言っているいわゆる配偶者のいない方が、年齢の高い方が割合が多いっていう現状があります。

そんな中で先ほどに戻りますけれども、色々なイベント等を行っていてもやはり年齢構成によってはいわゆる若い人方の後継者にとってはそういうイベント的なものは非常に有効であると、思いますけれどもやはり年齢的に上がってしまった方に、例えば札幌でこういうことがあるので来てくださいだとかそういうことも中々難しいのが現状ではないかという風に考えています。それでやはりそういう方はそういう方の対応と言いますか、いわゆる個人的なプライベートな対応も今後はしていかなくちゃいけないのかなっていう風に私は、委員会としてはそのように考えてます。

どちらにしても、どうしても関係機関、いわゆる予算も含めて一丸となって、とにかく先ほどからもこの後継者問題っていうのは問題だという認識が皆さんお持ちですので、そういう意味ではそれぞれ協力しあいながら進めていきたいなっていう風に考えています。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（鵜野範之議員）懇切丁寧な説明をありがとうございました。農業委員会がまだ花嫁対策、まだやってると思ってたもんですからそれを前提に質問にして、それでも熱い想いを持っておられること分かりました。

言われたようにですね、ある程度年の行った方、あるいは40過ぎた方50近い方そういった方々に、要するに綺麗な出会いと美しい花嫁とっていうそういう幻想にも似たようなことを今更言ってもっていうところが確かにあると思うんです。それで去年の決算委員会だったか、これは内輪の問題ですけども議会の中の決算委員会かなんかだったと思うんですけども、これはもうタブーを越えなきゃならんのじゃないのだからって議論が実はありました。言葉に出しては言いません

れども、そういったそのタブーを越えた花嫁対策ということについて農業委員会会長何か考えるところあれば聞かせていただきたいんですけども。言外の意味を察知していただいて。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業委員会会長。

○農業委員会会長（山岡禎弘会長）タブーを越えてという意味、あえて言葉にはしないでくれということなので私もそのままでいきますけれども、確かに今の現状からいくと危機感的にはそのぐらいを越えて考えなくちゃいけない時期に来てるのかなという風には考えております。ただ、今例えば今まで沼田町の中では連れてきてうんぬんっていう部分がイベントやなにやらもこうあったわけですけども、今いわゆる餅は餅屋でという意味も込めて、いわゆる専門家に任すっていう部分も非常に増えてます。そういうものを私たちも有効に使いながらいわゆる向こうから来てもらうっていうんじゃないくてこっちから出向くようなそんな方法、確かにタブーを破ることも必要ですけども、その前にまだやることもあるのかなという風に考えています。お答えにはなっていないかもしれませんが。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員、よろしいですね。以上で農業委員会会長に対する一般質問を終わります。次に教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。2番、上野議員、沼田の子供の学力底上げについて質問して下さい。

○2番（上野敏夫議員）2番上野敏夫です。ちょっと風邪気味でちょっと聞こえづらいことあればご勘弁ください。本当に沼田町の一番大切な教育関係ちょっとあの教育長にお聞きしたいと思っておりますけど、子ども達の学力底上げ、義務教育の中で小学校、中学校がこうあるんですけど、出席率が本当に低くても卒業してしまう子供がいる、その中で子供の学力の底上げっていうこととても大事なことだと思っております。

そのことにはどうやったら底上げをできるか、色んな国も教育長の方針の中でも色々やられてるのはみてるんですけど、やっぱり何かはしなきゃ駄目だなと私も思っております。さらに北空知のせめて子供達の底上げを連携とりながら、例えば色んなイベントだとかそれぞれのまちでやってる講演だとかをそういうところをこう、沼田の子ども達も連携取りながら広域的に学力の底上げをできないかなっていう考えを持っています。そのことによって沼田の子供が例えば札幌方面に芸術鑑賞だとか、本物の音楽鑑賞だとか色んな子供たちが感動するようなイベントがあった場合に、是非即連れていけるような教育も必要でないかなと思っております。

そんなことで教育長の考えを伺いたいと思っておりますし、生きる子ども達、原発じゃないですけど本当に眠りが多い子供だけではなくて生きる力を教える町になったらいいかなと思っておりますのでその辺教育長の考えあればお聞かせください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）今ほどのご質問でありますけれども、確かにこの管内どこの学校もですね、どこの町も人口が減ってきておりました、子供の数も相当減少してきております。それぞれ学校によってはいわゆる教育活動にも支障が出ると思いますか、そんなところもあったり、深川では既に学校の統合が新たにまた起きようとしているという話も聞いておるわけでありまして。

今ほど話ありましたようにそんな中で子供たちのいわゆる生きる力といいますか、そういった才能を高めるといいますか、そんなことを行う為の広域的な取り組みって言うのはこれは非常に有効なんだと、それは私ども非常に思っております。ただ今具体的なもの、管内ですね議論されるまでにはまだ至っておりませんが、当然そうしたものを議論しなきゃならない時期ってというのは急ぎくるんだろうという風に認識しております。教育長同士集まる機会も多々ありますので、これからはそういったことも話題にしながらですね、何か出来ることから取り組んでいけるように前向きにちょっとそのことについては考えていきたいなと思っております。

それと札幌の方へ行って文化ですとか、そういったものの鑑賞する機会にという話もございました。確かに良く聞く話でありますけれども、子供の頃にプロの世界で活躍する人たち、一流のプレーですとか作品だとかそういったものに触れることによってその子ども達のこれからの人生に大きな影響があったという話はよく耳にするわけでありまして。子ども達の才能を見出して、それを伸ばしてやるとこれは我々教育にかかわるもの、あるいは周りに居る大人に課せられた大きな役割であるという風にも理解してるところでありまして、私もそのあたりの事はですね、よく学校の先生方との話しするときにはその話もしているわけでありまして。

また人生に大きな影響を与えるまでもなくてですね、そこまで行かないまでも、そういった文化、スポーツ、芸術そういったものに係わる、係わるって言いますか触れるとこと自体がですね、子ども達の感性を高めたりあるいは豊かな心をはぐくんだり非常に大事なことだという風に私どもも思っております、これからはあれもこれもということにはならないかと思っておりますけども、色々このご時世の中今の時勢を捉えたり、あるいは状況を判断したりしてですね、必要なものについては積極的にそういった機会を設けていくようにしたいなというそんな気持ちではおります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○2番（上野敏夫議員）沼田の子供が数少なく、生徒数が少なくなって例えば野球、バレー、その他バスケット、色んなスポーツ、部活、文化も含めた中でやるとしたときに子供の数が少ないことによって経験ができないっていうこと起きてきていると思います。これで今多分近くの例えば中学生が近隣の子ども達と例えば野球とかな

んかってこう行われているのか、今後この例えばひとつですけどね、そういうなんか子供たちに部活を出来るような仕組みを考えていけばそれもお伺いいたします。なければこれからもそのように子供が部活色んなことで経験できるような北空知の中でやりくりして頂きたいと思っております。

また、教育って言うのは本当に箱物と違って計画通りいかないのがこれ教育だと思っておりますし、教育っていう、やるにしても予算的なもの、これ教育長のあまりその予算ですからちょっと外れるんかも知れないんですけども、昨年度の決算書を見せていただいても、幼稚園、小学校、中学校それぞれの不用額をちょっと見せていただいてもそんなに大きな数字が不用額出てないってことで、いいのかも知れませんが教育って言うのは不用額が多く出るぐらいのその大きな計画と、やっぱり余裕を持った予算を来年度に向けて考えて言ってほしいと言う事で、教育長に来年度に向けてのね大きな考えで沼田の子ども達に考えてほしい。

それと昨日の新聞で秩父別町ではね町営塾を開いたとかね、各その町で子供に対するその学力を底上げするってことで力を入ってるのでね、沼田も来年度に向けてそのようなね、沼田に学習塾はあるにはあるんですけどね、親の負担の少なく、更にそれで底上げできるような町になってそのことによって、今の時代は大学は当たり前更に修士課程、更に博士号まで取れるような子供を沼田町で育てる考えがないのかその辺もお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）部活の関係はですねおっしゃるように先程申し上げましたが、非常に子供少なくなって一つの町だけでは対応できないようなことも最近発生してきています。北空知今現在ですね中学校でバレーボールふたつの学校で一つのチームを作って中体連に参加しているっていうのも現に既に行われていますし、沼田も以前には秩父と一緒にバスケットボールやってたということもあります。また沼小の野球もかつては秩父と合同でチームを組んで練習してたという、試合にでたりとそんなこともある訳であります。

今お陰さまで沼田はですね、競技の数自体も限られてはおりますけれども、とりあえず単独のチームで参加しているところでありましてけれども、いずれにしてもそういう話っていうのはもうこれ近々また起きてくる事は十分予想されますので、そのあたり圏域、北空知の中でもですね更に今度突っ込んだ話ししていかなきゃならないことにもなるんだろうと思います。それはそれで又先程申し上げましたように、また連携を取りながら考えて参りたいなという風に思っています。

それと、教育の予算不用額が少ないということでありましてですね、もっともっと余裕を持った中で柔軟に対応したらどうだというご趣旨だと思います。ただあのご承知のように予算組むときにおきましてはですね、一定のルールというものに沿

った中で予算の積み上げをやっております。その範疇でですね、ルールを逸脱しない中でどうやれば充満と言う言い方がどうかわかりませんが、より効果を期待できるようなそんな予算を組めるのか、その事はちょっとこれからの予算編成に向けてですね、考えてみたいなという風に思います。結果がどういうものになるかちょっとわかりませんが、とりあえず検討だけさせて頂きたいと思います。

あと昨日の新聞に出ておりました秩父の町営塾これもですね、ああいうものが実態を良くまだ把握をしていません、ちょっと教育委員会と違った筋で今そこに至るまでの経過が色々あったんだろうと思うものですから、その実態をちょっと今把握中であります。いずれにしても子供の学力、と言うのは生きる力の中の一番大きな所なんだろうという風にも思っております、この学力向上と言うのは私も非常にこれから力を入れていきたいと強く思っている分野であります。学校の校長ともですね、来年の予算編成が間もなく始まるわけでありまして、それに向けて十分にちょっと話をさせてもらいたい、色々相談してですねこれから何をしてかなきゃいのか、その為にはどういった体制を組まなきゃいかんとかって言う、その辺の議論を学校さんとも十分これからしていきたいという風に思っております。いずれにしても学力向上そして子ども達の夢を育むって言うんですかそういったものに対しての前向きな気持ちってのは持っているということだけのご理解頂きたいと思えます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○2番（上野敏夫議員）本当にその教育長の熱心な言葉を聞いて安心しながら、もう一つお願いしたいのは沼田町に子供の教育イコールそれは指導者これ先生によってある程度影響でるっていう感じ私持っています。

この沼田町決して不便なとこでない、だけど沼田町に教員資格を持ってても採用試験にちょっと受かってない先生が中にいたりします。その先生が沼田に来やすい環境っていうのはとても大事だと思っています。その先生が沼田町に来やすいイコール先生が色々なことを研究できたり、いろんな事を沼田に行くことによってやりたい、子供たちのためになる事を考えれば、沼田町に行けばある程度こういう予算があるから沼田行って子ども達と一緒に勉強して一緒に将来の何年先を考えた中で教育をやっていきたいっていう、先生方の沼田に来る様な環境もとても大事だと思っておりますので、それもある程度お金ってかかりますけど、その辺の沼田に来る小中学校の先生についてのね、教育長の力で子ども達の目の輝く授業のできる先生を引っ張ってこれるように予算を含めた中で教育長の力を発揮してほしいと思うんですけど、その先生の沼田に配置することについて教育長なんか考えあればお聞かせください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長） なんだかんだ申し上げまして、学力向上の1番のキーポイントは教員の力量だという風に私も思います。ただ、沼田に行けばそういう思った教育が出来るそういった環境を作ってやっていい先生を呼びこもうというそういうそのことは非常に分かるわけなんですけれども、中々先生の世界ってのは難しい世界なようでしてね、そのあたり難しい複雑な要素もありますのでその辺はちょっとまた私も色々なところから情報をもらいながら色んなことを、地を見晴らしながらですねいい先生を引っ張ってくるような努力はしたいと思っております。

ただ、沼田に来たくなるような体制っていうのはどんな形にするのがいいのか、それ以前に私が思うのはですねこの教育長になってから約2ヵ月半くらいですか、何ていうのかな先生がもっともっとう前向きにいわゆる、子供たちをもっともっとう一生懸命教育しようというそういう想いになってくれるような先生を作っていかなきゃならんのかなという風に思います。それはどうやったらいいのかなっていう、先ほども言いました先生の世界難しい部分がございますのでですねそのあたりをどうやって打破していくか、これは1人1人と話ししてお互いに心を割って話することによって、先生の考え方も変わってくるのかもしれないけれども、それ以前のいわゆる土台って言いますかね、先生のその立ってる場所っていいですかそういう部分の違いって言うのがあるもんですから、そのあたりちょっと時間かけながらですね私なりまた考えていきたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長） はい、以上で一般質問を終わります。ここで暫時休憩いたします、10分間休憩いたします。

15時18分 休憩

15時29分 再開

（一 般 議 案）

○議長（杉本邦雄議長） 再開致します。日程第9、承認第3号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長） 承認第3号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。平成23年9月15日提出。町長名であります。

次のページお聞きください。専決処分地方自治法第179条第1項の規定によって平成23年度沼田町一般会計補正予算専決第1号を別紙のとおり専決処分する。平成23年8月31日付けでございます。町長名であります。

それでは、別冊の一般会計補正予算専決第1号、1ページお聞き願いたいと思います。平成23年度沼田町一般会計補正予算専決第1号。平成23年度沼田町の一

般会計の補正予算、専決第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億2,875万1千円と定める。2項省略を致します。平成23年8月31日。町長名であります。

まず、専決理由を申し上げます。本専決予算につきましては、時間外労働賃金請求労働審判事件におきます弁護士経費を計上したものでございますけれども、9月6日が答弁書の提出期限でございますして、同月13日に第1回口頭弁論が行われる予定であることから、早期に委任契約を締結する必要があったものでございまして、議会を招集する暇がないことから専決処分とさせていたものでございます。なお、委任契約は平成23年9月1日付けでございます。6ページ、最終ページになりますがお開き願いたいと思います。

歳出案であります。2款総務費1項1目一般管理費であります。50万円で報償費として追加補正をしております。超過勤務手当に係ります労働審判事件の押送費用と致しまして、弁護士に係る報償費を計上したものでございます。なお、財源につきましては上段、歳入の方をご覧いただければお分かりのとおり、地方交付税を充てたものでございます。

以上申し上げましてご承認の程、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第9。議案第52号。深川市への旅券交付申請及び交付に関する事務の事務委託についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（篠原毅住民生活課長）議案第52号。深川市への旅券交付申請及び交付に関する事務の事務委託について。地方自治法昭和22年法律第67号第252条の第14条第1項の規定により、平成23年10月1日から旅券の交付申請

及び交付に関する事務の管理及び執行を深川市に委託するため、別紙のとおり規約を定め事務を委託する。平成23年9月15日提出沼田町長名でございます。

次ページの規約の朗読は省略いたしまして、提案理由と概要を説明致します。従来、旅券につきましては、空知や上川などの総合振興局ですとか、道のパスポートセンターでの申請や交付の事務を行ってございましたけれども、道ではこれらの事務につきまして権限委譲の重点項目としての対応を進めております。当町では、これを受けコスト面や利便性を考慮した上で、深川市への事務委託という形での対応をしてみたいと考えております。

なお、費用負担につきましては、当町が今後毎年、実績数により受けることとなります、道からの権限委譲交付金と同額を委託料として深川市に対して負担をするという考えでございます。

なお、このことによりまして今までの総合振興局等での対応は無くなる為に、十分に住民周知を図って参りたいと考えております。

以上、審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第52号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第10。議案第53号。町税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）議案第53号。町税条例の一部を改正する条例について。町税条例の一部を改正する条例を提出する。平成23年9月15日提出。町長名でございます。

町税条例の一部を改正する条例、表題、町税条例の一部を改正。第1条町税条例、昭和29年条例第10号の一部を次のように改正する。改正条文につきましては、非常にこう、煩雑となっておりますので、朗読を省略をさせていただきます、

提案理由のご説明を申し上げたいと思います。

まず、改正の根拠でございますけれども、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、ちょっと長い法律名でございますが、これが平成23年6月30日公布となりまして関係する政令省令についても同日付で公布されたことに伴いまして、町税条例の関係条文について改正準則に基づき所要の改正が必要になったものでございます。

今回の地方税法等一部改正の主な内容につきましては、寄附金税額控除の見直し、適用下限額の引き下げ並びに個人住民税等の罰則の見直しが図られたものでございます。町税条例の改正の主な点でございますが、1点目につきましては地方税法の改正によりまして、寄附金税額控除の適用下限額これが、5千円だったものが2千円に引き下げられたことによりまして、町税条例の寄附金税額控除を規定を致しております条文の中で地方税法を引用している部分、ここを法第314条の7のくりりとして条文を改正したものでございます。なお、5千円から2千円という風になってございますが、これは地方税法上の規定でございます、314条の7の方に委ねられているものでございます。法に委ねられているものでございます。

2点目につきましては、町税の不申告罰則の見直しでございます。町民税の退職所得の不申告。町民税、固定資産税、鉱産税及び特別土地保有税の納税管理人に係る不申告。それから町民税、固定資産税及び軽自動車税の不申告に係る過料、これを3万円以下の規定から10万円以下に引き上げてございます。また、たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税の不申告に係る過料、これを10万円以下と規定をしたものでございます。なお、この不申告の関係につきましては、基本的にそういったことは、こういった町村でありますとあまり例がございません。納税管理人ということも規定はされておりますけれども、現実のところこれを申告として受けているような実態はございません。納税管理人と申しますのは、本町に住所を有しないで納税義務のある者、あるいは長期に渡って海外に渡航している者、そういった中で納税の義務が発生する、そういった場合において沼田町内にそういった事務処理をしていただく方、こういった人を予め申告をしていただくというものが納税管理人でございます。しかし、現実的には納税管理人を置いたような実績はございません。その他、地方税法の改正に伴いまして、それぞれ条文中引用している条項であるとか、それからそれを引用している条文、こういったものの改正に係るもの、こういったものを改正をしたという内容になってございます。

以上大きな点が2点でございます。以上、提案のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の程お願い致します。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第53号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第11。議案第54号。災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長） 議案第54号。災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の一部を改正する条例について。災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成23年9月15日提出、町長名でございます。災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の一部を改正する条例、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例（昭和49年条例第15号の一部を次のように改正する。）以下条文を省略し、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては3月11日発生 of 東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、国の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に兄弟姉妹を加えられました。ただし、支給範囲の拡大は、恒久的な措置である為、東日本大震災に係る弔慰金の支給の有無に関わらず、各市町村において条例改正を行うよう通知があったものでございます。今までの条例では、災害弔慰金の支給される遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順となっておりますが、その次に同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹も支給対象と致しております。なお、附則に記載してありますとおり、3月11日以後に生じた災害により適用することとなっております。

以上宜しくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入

ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第54号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 日程第12。議案第55号。平成23年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(辻山典哉財政課長) 議案第55号。平成23年度沼田町一般会計補正予算について。平成23年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成23年9月15日提出。町長名であります。

別冊の補正予算第2号1ページお開き願いたいと思います。

平成23年度沼田町一般会計補正予算第2号。平成23年度沼田町の一般会計の補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億8,482万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、44億1,357万3千円と定める。2項省略を致します。平成23年9月15日、町長名であります。それでは9ページの歳出の方をまずお開きを願いたいと思います。

まず、歳出の2款総務費であります。1項1目の一般管理費、351万の追加補正でございます。これにつきましては、総務課所管の乗用車、ウィッシュがあるわけではありますが、この車につきましては、平成16年10月に主に視察研修あるいは陳情要望等こういったものに、使用する特別な車両として導入をしたものでございます。が、既に走行距離17万6千kmを越えておりまして、エンジン足回りなど、長距離を走行する都度、点検が必要な状態でございます。こうしたことから、10月車検を迎える、こんな中で、今後の使用状況を考慮した中で、8人乗りの車両に更新をしようとするものでございます。なお、財源でございますけれども、351万、これを一般財源で計上してございます。歳入でお話しを致しますが、歳入におきまして、岩寺さんからの一般寄附金300万円というものを計上してございます。ご本人様のご意向も踏まえた中でこれが財源となっているものでございます。

次に、2目の情報推進費であります。102万2千円であります。まず、需用費、修繕費でございますが、54万9千円。これにつきましては、光ファイバーの北電電柱の共架移設等に係る経費でございます。北電柱の更新に伴う共架替え、これが

24本。それから北電柱の移設に伴います共架替え、これが1ヶ所。これはルート短縮によるものでございます。それから15節の工事請負費であります。この工事請負費47万3千円につきましては道営農地改良事業に伴います、光ファイバー用の電柱移設保証によります工事費でございます。この保証財源につきましては、道営事業でございます道の保証費に寄るものでございます。

次に6目の財産管理費であります。27万3千円あります。工事請負費と致しまして、町有施設屋根の解体工事として計上させていただいております。これにつきましては、恵比島の駅裏にございます、旧ケミカルコートの建物。昭和46年10月に旧留鉄の廃止以後、町の所有になったものでございます。これをケミカルコートに昭和46年から49年に渡って洗剤、ワックス、まあこういったものの製造として貸付をしてた建物だという風に私は記憶してております。この建物が町有財産になっているということで、この屋根が老朽化を致しまして、周辺農地への屋根材の飛散、こういったものがあることから屋根部の解体撤去を行うものでございます。工事費全体で41万6千円でございますけれども、執行残14万3千円を差し引きまして、27万3千円計上させていただいたものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。9目の企画費であります。3万円の補正増であります。ふるさと再生行動する首長会議負担金として3万円の計上を致してございます。これは会議負担金ではなく、団体への負担金でございます。自治体首長間の緩やかなネットワークを構築して市町村が抱える諸問題の解決に向かって行動し、政府に対して提案、提言を要請していくことを基本的な行動原理として、昨年9月に設立した団体でございます。活動のテーマにつきましては都市と農村の交流、大都市から地方への選択移住、これにつきましては、移住及び2地域居住の促進、ふるさと起業の推進、起業は起こすほうの起業の推進。まあこういったことを活動テーマにしている団体でございます。この首長会議に、当町首長も参加をするということで団体負担金を計上したものでございます。

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費の1目戸籍住民基本台帳費であります。74万円の減額でございます。これにつきましては、旅券交付申請事務を当初において沼田町が単独で備品購入をし、実施する予定でございましたが、深川市との協議が整ったことから10月から事務委託として不要となる予算を減額をしたものでございます。

次に民生費の関係でございます。11ページお開き願いたいと思います。2項児童福祉費の2目子育て支援費であります。42万1千円あります。18節備品購入費で42万円、機械器具費であります。これは、児童虐待防止対策強化事業、道の子育て支援対策事業のメニューであります。ノートパソコン2台の導入経費でございます。町担当部局と子育て支援センターに配置をするものでございます。

ケースの対応あるいは相談業務における記録簿、こういったものをデータ化を致しまして情報共有など体制強化を図ろうというものでございます。

次に4款衛生費1項1目保健総務費であります。1億5,713万4千円でございます。厚生病院の運営損失助成金の助成の補助金であります。沼田厚生病院に係ります平成22年度分損失金の助成につきましては、行政報告にもあったとおり、去る7月8日付けで北海道厚生連より要請があったところでございます。収支につきましては、収益3億9,106万6,491円。費用につきましては、5億5,520万21円、差引収支1億6,413万3,530円、これが損失額となっております。町の助成額につきましてはこの損失額から22年度、町が別段で支弁を致しました医師確保対策の補助金700万円を差し引きまして、1億5,713万3,530円、これが要請額となっております。予算額に致しますと、1千円未満切り上げを致しまして、1億5,713万4千円を計上致したものでございます。なお、財源であります。特別交付税12月ルール分とされた地財に基づきまして、不採算地区分ベット数74床ございまして、単価123万円でございます。これが9,102万円。それから救急告示分と致しまして、1病院に対するものこれが3,290万。それから救急分としての空床で持っております3床。この単価が169万7千円でございます。509万1千円。合計1億2,901万1千円、これを特別交付税として充当致しまして、差し引き不足額2,812万3千円につきましては、普通交付税を充当したところでございます。

次、2項総務費の1目清掃総務費であります。24万3千円備品購入費で計上致してございます。これにつきましては、地域からゴミステーションの設置要望があった場合、速やかに対応できるよう2基分の予算をここで存置を致したものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。8款土木費4項2目の公園費であります。210万円。工事請負費で、萌の丘記念碑設置工事として計上したものであります。これにつきましては、西田前町長からの指定寄附金によりまして萌の丘にその謂れの記念碑、ご意向によりましてその記念碑を設置しようとするものでございます。財源につきましてはご寄付いただいたものをふるさとづくり基金に積立を致してございますので、これを繰入を致しまして財源としているものでございます。

次に9款消防費の1目消防施設費であります。214万円。消防組合に対する負担金の増額であります。東日本大震災によります消防団員の死者、行方不明者8月3日現在、251名に上っております。その多くが公務中であつた為、確実な公務災害補償を行う必要がありまして、消防団員等公務災害補償責任共済等に関する法律施行令の一部改正がなされまして、23年度に限った特別な掛け金を支払うことで財源を確保することとなったものでございます。これによりまして、団員一人

あたり1,900円から2万4千700円に掛け金が引き上げになったものでございます。なお、負担増分につきましては特別交付税で措置をするという国の地財方針でございます。

次に、10款3項1目中学校費であります。学校管理費であります。157万円の追加でございまして修繕料で補正増致してございます。1点目につきましては、ボイラーのバーナー。これの分解修理、あるいは配管漏洩あるいはパッキン交換、こういったものの修理が必要になったことから、81万円をまず増額計上致してございます。2点目につきましては体育館の壁。腰回りの板材が劣化しておりまして、亀裂あるいはささくれこういったものが散見されまして、安全性を確保するためにステージ横以外の3面、これについて改修をすることとしたものでございまして、これに76万円を計上致してございます。

次のページをお開きを願いたいと思います。12款であります。諸支出金1項9目の社会福祉基金費であります。1,503万円でございます。これは積立金でございまして、社会福祉協議会との覚書に基づきます寄付金、これが1,500万円でございます。そのほか個人からの指定寄付として受けたもの3万円これを積み立てるものでございます。以上が歳出補正の内容でございます。

次に7ページ、歳入のほうへお戻りをいただきたいと思いますが、まず11款1目地方交付税であります。1億6,324万3千円追加を致してございます。特定財源を充当してもなお財源の不足する額、1億6,324万3千円につきまして、地方交付税を増額して収支の均衡を図ったものであります。内、厚生病院の損失助成に係るものにつきましては先程ご説明をしたとおりでございますが、1億5,713万4千円。この交付税の内、占めてございます。内訳は特別交付税で1億2,901万1千円、普通交付税で2,812万3千円これを計上したものでございます。

続きまして、16款道支出金の2項1目総務費道補助金であります。38万1千の減額であります。地域づくり総合交付金であります。これを減額致してございます。これにつきましては、旅券交付事務を深川市に委託をしたことから、旅券発行の窓口端末機が不要となりましてこれの財源としていた道補助金を減額するものであります。それから、2目の民生費道補助金で54万円あります。内、子育て支援対策事業費補助金42万円これは追加の増であります。子育て支援対策事業の補助金について、児童虐待防止対策事業この財源として、道の基金から10分の10歳入をするものでございます。

次に17款の財産収入1項1目財産貸付収入であります。85万6千円、光ファイバーの貸付収入でございます。当初予定件数200件で予定を致してございましたが現在266件となっております。単価も900円から945円となった

ことから補正の増としたものでございます。

次のページお開きを願います。18款寄付金、1項1目の一般寄付金であります。300万円であります。先程総務費のほうで申し上げたとおり、岩寺一之様よりご寄付をいただいたものでございます。これを一般寄付金として歳入をしたものでございます。3目の民生寄付金1,503万につきましては、社会福祉協議会からの指定寄付金が1,500万、個人から受けた指定寄付金が3万円ございますのでこれの歳入の計上でございます。

次、19款繰入金1項12目のふるさとづくり基金繰入金200万。公園費のほうでお話を致しました西田前町長からの指定寄付金分、これを積み立てておりますふるさとづくり基金からの繰り入れを致しまして、萌の丘の謂れの記念碑整備に充当をしようとするものでございます。

以上ご説明を歳入申し上げました。これで提案理由とさせていただきます。宜しくご審議の程お願いを申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。高田議員。

○3番（高田議員）3番高田です。総務費だったか、総務費ですね。自動車学校費の交通教育研修センタートイレ改修工事ってあるんですけども、ちょっと説明が無かったような気がするんですけども、大体築何年ぐらい経っていてどういう風に壊れたのかっていうことだけちょっと説明お願いしたい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）いまちょっと、築何年というのはちょっと私、手元にはございませんが、トイレ改修の関係はですね、今あの生徒さんたちが利用する男子トイレ、女子トイレがですね、実は和式のものがあります。であの最近ですね、高齢者の講習だとかそういったもの、それから一般の方々ですね、お話聞くと非常にどうもその和式っていうのが非常に使用しづらい、そういう風評が入りましてですね、まああの相談をした結果ですね洋式に衣替えをしようというようなことでですね、トイレを和式から洋式に変えるものでございます。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）いいですか高田議員。はい、絵内議員。

（「なし」の声あり）

○7番（絵内勝己議員）7番絵内です。9ページに先程説明いただきました、15番の工事負担金じゃない工事費の中に恵比島のケミカルコートの屋根の解体ということでの27万3千円の予算が計上されておりますけれども、この本体はどうなんですか、別にただこれだけ解体しただけであとの本体の問題は何も無いんですか屋根だけの解体ということで理解していいんですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）現地を見て参りました。で、地域的と言いますか、設置がなされているその地形的な問題あるいは隣地との関係を想定致しますと、あれを全体解体をするというのは非常に困難。鉄筋コンクリートの当時の留鉄のきつと本社社屋だったと思うんですね。非常に頑丈な強固な建物になっております。そんなことから当面ですね、飛散防止ということをもまず捉えまして、屋根部を落としまして、それを撤去をすると、まあそれだけの通る道については何とか確保が出来るかなんでそこだけをやらさしていただこうと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、宜しいですね。他にありませんか、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）7番絵内です。12ページに先程説明いただきました、公園費の中にそれぞれその記念碑を建てるということですが、萌の丘のどこに建てる予定なんですか。今萌の丘もご案内のとおりルピナスも非常にすきんな状況で今あそこ、こう来てしまっってそんな状態なんですけれども今後のそんな一つの見通しと合わせて分かれば教えていただきたいと思っております。どこら辺に建てる予定なんですか。

○議長（杉本邦雄議長）建設課長。

○建設課長（谷口勲建設課長）予定と致しましては、一番上の展望台付近という、まあ駐車場というんですか、そういったところに予定をしております。

○議長（杉本邦雄議長）後、何か将来構想。誰が答えるのかな。はい町長。

○町長（金平嘉則町長）あの、将来構想につきましては内部で検討しておりまして、まだちょっと今この段階では申し上げられませんのでご理解いただきたいと思っております。なおあの、設置場所については本人の確認をしましてですね、本人の意向を踏まえた場所でございますので、あの、東屋あるところありますよね、あの横でっていうことで大体想像つくと思っておりますので、と考えております。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。無ければ質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第55号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第13。議案第56号。平成23年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生

活課長。

○住民生活課長（篠原毅住民生活課長）議案第56号。平成23年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成23年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成23年9月15日提出。沼田町長名でございます。別冊国保税の国民健康保険特別会計補正予算第2号をご覧ください。1ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成23年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第2号。平成23年度沼田町の国民健康保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万1千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,062万9千円と定める。2項は省略致します。平成23年9月15日提出。沼田町長名でございます。

今回の補正につきましては、退職者被保険の保険給付に係る増額が主な内容でございます。6ページをお開きいただきたいと思ひます。国民健康保険の全体の被保数は1,200名でございますけれども、その内退職者被保険者数は約60名という風になっており全体の5パーセントにあっております。当初並びに6月補正予算におきましては、過去3年間の伸び等から推計致しまして計上致しているところでございますけれども、今回現状として不足が見込まれますのでその分の補正をさせていただこうと考えてるところでございます。歳出、保険給付費の退職被保険者療養費でございますけれども、これにつきましては退職者に係ります針灸等ねんざに係ります利用実績が増加しておりまして、その分の補正としまして3万9千円を補正増と致しているところでございます。下の高額療養費の退職者被保険者等高額療養費につきましては同じく退職者に係ります新生物等の患者さんの発生によりまして、高額療養費の実績が伸びておりましてそれに対する補正となっております。これに係ります歳入につきましては、上段に載っておりますけれども退職者療養給付費の交付金の現年度分と致しまして138万1千円を見込んでおります。以上ご審議の程宜しくお願い致します。○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第56号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第14。議案第57号。教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。議案第57号。教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会の委員に任命したいから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求める。提案の理由でございますけれども、前委員であります日暮茂男氏の任期満了によるものでございます。記として、推薦する方は沼田町北1条5丁目1番76号。日暮茂男氏。昭和21年4月29日生まれでございます。識見、人格ともにですね、正に適していますので引き続き教育委員としてお願いしたいとご提案申し上げます。宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第15。議案第58号。公平委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。議案第58号。公平委員会委員の選任について。下記の者を公平委員会委員に選任したいから地方公務員法第9条第2項の規定によって議会の同意を求める。提案理由としては、現委員であります斉藤義夫氏の任期満了によるものでございますが、記として推薦する方は、沼田町字東予1368番地。斉藤義夫氏。昭和24年8月7日生まれでございます。斉藤さんにつきましては、識見、人格ともに正に適しているということで引き続き公平委員としてお願いしたくご提案申し上げますので、宜しくご審議お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質

疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。ここで暫時休憩致します。

16時12分 休憩

16時13分 再開

(追加議案)

○議長(杉本邦雄議長) 再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今事務局より、請願2件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加致したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、日程第16。請願第2号。平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する請願について。日程第17。請願第3号。免税軽油制度等の恒久化を求める請願についてを日程に追加することに決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 日程第16。請願第2号。平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する請願を議題と致します。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで紹介議員より、説明を求めるところであります。この際、説明質疑を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、説明質疑を省略すること

に決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。請願第2号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は、採択すべきものと決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 日程第17。請願第3号。免税軽油制度等の恒久化を求める請願を議題と致します。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで紹介議員より、説明を求めるところであります。この際、説明質疑を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。請願第3号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は、採択すべきものと決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 議事日程の追加についてお諮り致します。只今採択されました請願に伴う意見書(案)2件を含む3件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加致したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、日程第18。意見案第3号。平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する意見書(案)について。日程第19。意見案第4号。免税軽油制度等の恒久化を求める意見書(案)について。

日程第20。意見案第5号。森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）についてを日程に追加することに決しました。

意見案の一括議題についてお諮り致します。この際、意見案第3号から5号までを一括して議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第3号から第5号は一括して議題とすることに決しました。提案者より説明を求めるところであります。この際説明質疑、討論を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、説明質疑、討論を省略することに決しました。それでは、意見案3件を一括して採決致したいと思います。お諮り致します。只今の意見案3件は原案どおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、原案どおり関係機関に提出することに決しました。

（散 会 宣 言）

○議長（杉本邦雄議長）以上で本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成23年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。大変ご苦勞様でした。

16時18分 散会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員